

美の 工房

笹山 央 工芸評論家

「ものと長く付き合う暮らし」というのもあります。



1



2

『美の工房』連載開始にあたって

まずは写真①②をごらんください。『地球家族』（TOTO出版刊）という本の中で掲載されているものです。この本（写真集）は、世界の国々の経済的に中流レベルとされる家族を対象に、その一家の持ち物をできる限り家の外に出して、その中に家族全員が並んで写真を撮るといった趣向で作られました。①はアフリカのマリという国の家族、②は日本の家族の写真です。

二つの家族を見比べてどういうことを感じられるかは読者のみなさんにお任せしますが、私（筆者）はすごいインパクトを受けました。本が刊行されたのは1994年でもう10年以上も前のことです。でもいまだにその衝撃は私の脳裏に焼き付いていますし、読者の多くの方々も、初めて見られる方はなおさら強い印象を受けられるのではないかと思います。（興味を覚えた方は図書館で是非ごらんになってください。）

ひとことで「ものづくり」といっても現代はいろいろな方法があります。その中で両極に位置するのは、コンピュータで完全に管理されたロボット工場で生産されていくものと、昔ながらに天然素材を使って人間の手でひとつひとつ作られていくものでしょう。本誌次号からこの欄で紹介させていただくのは、ひとつひとつ

つが手作りで作られていく世界のものと人ですが、時代の流れとしては前者が主流であるとすれば、後者は消滅の危機にさらされていると噂されたりしている末端流ということになるでしょうか。

でも、冒頭の写真で言えば、マリの家族の持ち物は、数は少ないですがたいいものは手作りのものです。しかも長く使い込んで馴染んだ感じが家族の人々との間に親和的な雰囲気を出しています。家そのものがなんだか手作りの雰囲気がありますね。

手作りのものを作り、使っていこうとする人々が日本にも、多少ですがまだおられるのです。そういった人たちの仕事の様子とその制作物を、簡単ではありますがこれから紹介していきたいと思っています。

最後にちょっと蛇足ですが、手作りのものはコストが高くなるので価格は高く付けられています、耐用期間の長さで評価する（今ふうには減価償却費ということでしょうか）と、実はうんと安上がりなのです。そしてその考え方に基づいた経済学というものもあろうと思います。しかしその方面の話題はこの欄では言及しないかわりに、ここでひとこと申し添えさせていただきます。

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 610
2007 November



表紙写真
「闇からの着水」
第22回写真コンクール金賞
山本 隆博●香川会

- 『美の工房』連載開始にあたって 工芸評論家●笹山 央
- 02 平成19年度第1回全国会長会議
- 06 各部活動報告
- 18 境界紛争ADR
境界紛争ADRの成功の条件 水戸地方裁判所長●加藤新太郎
- 23 情報スクランブル
売買は賃貸借を破らずとは? 創価大学法科大学院 教授(法学博士)●藤井 俊二
- 24 全国測量技術大会2007
『登記測量技術発表会』発表論文③
十勝沖地震(2003年)とGPS観測による電子基準点の位置変化
～土地家屋調査士の目線で作り上げた地図～
- 28 特定認証局の動き
登記情報をネットで入手してみませんか
- 30 広報最前線 佐賀会
- 32 世界遺産候補地
長崎の教会群とキリスト教関連遺産
- 35 会長レポート
- 38 ネットワーク50
福島会・三重会・香川会・奈良会
- 41 LOOK NOW 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会が開催される。
- 42 ブロック新人研修開催公告 九州ブロック・北海道ブロック
- 42 土地家屋調査士の本棚
最新 開発許可制度の解説 改訂版
法学検定試験問題集4級(2007年)
法学検定試験問題集3級一般コース・3級司法コース・
3級行政コース・3級企業コース(2007年)
- 44 会務日誌
- 45 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 46 公嘱協会情報 Vol.68
- 48 国民年金基金のご案内
自分のために、家族のために 国民年金基金で“ゆとりある老後”の実現を
- 50 会員の広場を利活用ください
- 52 ちょうさし俳壇
- 53 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

平成19年度 第1回全国会長会議



本年9月27日、28日の両日、東京・飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにおいて、平成19年度第1回全国会長会議が開催されました。

今回の会長会議は「土地家屋調査士倫理の確立」、「登記オンライン申請」、「地籍と地図への取り組み」をテーマに掲げました。これは昨年開催された「第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto」において謳われた「京都地籍宣言」に全て盛り込まれているものであり、今後の土地家屋調査士が進む方向性を示す重要な会議となりました。

説明会には、情報共有のため、全調政連及び全公連役員も傍聴者として参加しました。

また、情報の共有をできるだけ早く行いたいという趣旨からいつもより早い時期の開催となりました。

第1日 13:30 - 17:00

●開会の辞・連合会会長の挨拶

司会は瀬口潤二専務理事が担当し、下川健策副会長の開会の辞、続いて日本土地家屋調査士

会連合会松岡直武会長から開会に当たって連合会務の現状報告を兼ねた挨拶がありました。挨拶は今年各地を襲った地震や台風などの被害にあった会員へのお見舞いの言葉から始まりました。概要報

告として以下の15の項目が揚げられました。

1. 連合会新執行体制
2. 会員力を結集した会務運営
3. 会員の基礎体力の向上
4. 制度環境の流れは依然として速く厳しい
5. 法務省・国交省関係 地籍整備の新しい手法
6. 法務省関係 法14条地図作成予算要求 筆界特定予算見直し
7. 「登記基準点」の位置づけの明確化
8. ADR 全国26会にセンター設置
9. 筆界特定制度 業務支援のための研究、現状の把握と予算要望
10. 登記オンライン申請の促進
11. 専門家の倫理観の涵養について
12. 新公益法人法関連法の施行と公共嘱託登記土地家屋調査士協会
13. 公共嘱託登記関連業務の受託推進
14. 政治連盟への期待、連合会・単位会と政治連盟のより効果的な連携
15. ブロックとの連携強化



松岡会長

まず、常勤理事の二人体制によって会務にスピード感が出てきたと感じている。今年度のスローガンともいえる「会員力を結集した会務運営」では各部・本部・各種PTとの連携を図りさまざまな問題に対して横断的に対応できる組織運営を考えている。

規制改革の流れは変わることはない。独占業務の在り方等の見直しの議論も出てきているところでもあるが、それが本当に国民の利便性や安全・安心につながるのかしっかり考えていきたい。

法務省・国交省との連携事業の一つに国土審議会土地政策分科会企画部会地籍調査促進検討小委員会が設置され、日調連も参画しており、新しい業務形態も検討されている。

また、都市再生街区基準点の管理・利用についても新たな展開が期待できるところでもある。

来年12月から新公益法人法が施行されるに当たり、そのメリット・デメリットを有識者や現場の声を聞きながら十分に検討し、適切な助言ができるよう準備しているところである。公嘱関連業務は今後もやり方次第で受託は増大す

ると考えている。全公連との連携を強化し、より確実なものにしていきたい。



司会 瀬口専務理事

●報告事項

(1) 「土地家屋調査士倫理の確立について」

①土地家屋調査士倫理規範について（関根常任理事）

各士業が倫理規範を持って活用している中で土地家屋調査士もADR・筆界特定の代理人として国



関根常任理事

民の負託に応えるためには倫理規範を定める必要があり、去年倫理規範検討特別委員会を設置し、前回の総会においてその報告を行った。

戸籍謄本等の不正請求事件については、倫理の問題とも関係しており連合会としても重く受け止めている。請求用紙の使用・管理の周知徹底を図るようお願いしたい。

②土地家屋調査士特別研修について（野地常任理事）



野地常任理事

第3回土地家屋調査士特別研修の告知をしたところである。これまでの多くのご意見等を受け止め充実した研修にしたいと考えている。

③ADRへの取り組みについて（山田常任理事）

日調連ADRセンターの役割と今年度の取組みとして、ADRに関する情報



山田常任理事

の収集と提供、境界問題相談センター設立に関する支援、各境界問題相談センターの大臣指定及び認証に関する支援、相談センター間の情報交換の場の提供を行う旨の説明があった。また現在までの取組みと、各センターの設立状況の報告があった。

(2) 「登記オンライン申請の環境整備について」（関根常任理事）

オンライン申請についてはまだまだなじめないところが多く、ICカードの発行も平成19年7月末日現在で約6,500枚となっている。

全会員がICカードを取得することは申請の阻害要因の改善を法務省に要望する大きな力となるので引き続き啓発活動を行っていく予定である。

さらに、オンライン申請促進委員会を各単位会に組織し、全会員がオンライン登記申請に対応できるよう協力をお願いしたい。

(3) その他報告

【総務部】

東京会が新築し、連合会がその一部を賃借する新土地家屋調査士会館の工事の進捗状況と利用部分の平面図についての説明があった。音羽会館の会議室については今後も利用し、事務局部分は賃貸の方向で検討中である。

【財務部】

自家共済特別会計残余財産の分配に掛かる各調査士会の諸経費については、引き続き大規模災害対策基金への寄付をお願いしたい。

日調連の会費について、検討中であるとの報告があった。

【研修部】

今の社会環境及び司法制度を取り巻く環境の中で資格者団体におけるCPDの必要性については言う

までもない。連合会も土地家屋調査士CPD設置に向けて準備を進めている。測量系CPDについては社団法人日本測量協会に委託する。

●説明会

「民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について」

法務省民事局民事第二課の前田幸保補佐官、横山巨不動産登記第二係長のお二人から、平成地籍整備事業の今後の方向性について説明がありました。

主な柱として、国交省の都市部における地籍調査事業をサポートすることにより地籍図の送付を受けて14条地区の整備を推進する。

地区に準ずる図面の地域については現状の公図に公共座標値と地積測量図の座標値をあてはめることにより、一歩ずつ14条地区に近づけていく、ということでした。

その後、都市再生街区基本調査の概要と街区基準点の活用について述べられた後、都市再生街区基本調査の成果についての説明では、成果データは、公図と現況がおおむね一致する地域、一定程度一致する地域、大きく異なる地域の3種類に分類されるとのことである。

おおむね一致する地域については国交省で正式地区化作業を経て14条地区が送付される予定であり、一定程度一致する地域については街区基準点の位置情報や地積測量図の座標値をはめ込むことにより徐々に地区に準ずる図面の精度を高めていく。大きく異なる地域については市区町による地籍調査や法務局自らが現地調査などを



法務省民事局民事第二課前田幸保補佐官



法務省民事局民事第二課横山巨係長

して地図の整備を進めていくなどの説明がありました。また、そうして整備された地図に準ずる図面を今後どのように整備して精度を高めていくかの手法（案）についての説明がありました。

●懇親会

会議終了後、別室にて懇親会が催されました。冒頭斉藤愛知会長の乾杯の挨拶の中で「今日の松岡会長の挨拶は大変印象に残った。連合会の姿勢が会員に伝わってくる」とのお言葉がありました。その後随所で懇親の和ができ、和やかなうちに終了しました。

第2日 9:00 - 12:00

●報告事項

「登記基準点の基本三角点等への位置づけについて」（國吉常任理事）

「登記基準点」とは、公共基準点十分に整備されていない地域等における一筆地測量の基礎となる基準点のことであるが、不動産登記規則第77条第1項第7号によると、地積測量図には近傍の「基本三角点等」に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録することが原則とされており、「登記基準点」が「基本三角点等」に含まれるのかが疑問である。「基本三角点等」は、不動産登記規則第10条第3項や地籍調査作業規程準則第38条の規定により、基本三角点、基本水準点、国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点、同条第5項の規定により指定された基準点、又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる点とされている。ここでいう「同等以上の精度を有する基準点」とは、地籍調査作業規程運用基準第19条の2によると、測量法第41条第1

項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とされており、基本三角点等と同等とする評価がされるには、①一定程度の範囲についての統一的な再測量計画の策定、②法務省との事前協議を行った上での測量作業規程の策定、③第三者による検定結果の法務省への報告の3つの要件に見合う必要がある。①②については、法務省民事局民事第二課と協議の上策定し、③については、登記基準点評価委員会（仮称）を設置する予定である。今後は、連合会技術センター・データセンターを設置し、各単体会との協議、連携、協力のもと、「登記基準点」の検定、管理、費用等について検討していきたい。



國吉常任理事

●説明会

「民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について」



国土交通省土地・水資源局
国土調査課
吉岡崇治課長補佐

前日の法務省の説明に引き続き、国土交通省土地・水資源局国土調査課吉岡崇治課長補佐から、平成19年9月に国土審議会土地政策分科会企画部会地籍調査促進検討小委員会により取りまとめられた「中間取りまとめ～都市部及び山村部における地籍整備の促進策」（<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/03/030914/03.pdf> からダウンロード可）について、説明がありました。

都市部（DID地区）における地籍調査の進捗率は、平成18年度末で19%という現状であり、地籍調査の遅れによる土地取引に

係るリスク、都市再生への支障、災害復旧の遅れなどが懸念されている。こうした状況を改善するために、平成15年6月に「民活と各省連携による地籍整備の推進」という方針が示され、平成16年度から18年度にかけて「都市再生街区基本調査」が創設・実施された。この調査により街区基準点が整備された地域では、原則として、地積測量図を作成するための測量の基礎として街区基準点を用いることとなった。また、都市部における公図と現況のずれの程度が確認され、国土交通省のホームページで公表されている。さらに、この調査により極めて精度が高いことが確認された公図については、街区点の測量成果を用いて補正し、世界測地系の座標値を付与することにより、14条地図とする作業が実施されている。今後は、公図と現況が概ね一致する地域（約1%）、公図と現況が大きく異なる地域（約10%）、公図と現況が一定程度一致する地域（約90%）に分類し、それぞれの地域区分に応じた地籍整備の推進手法を検討したい。

林地における地籍調査の進捗率は、平成18年度末で40%という状況であり、地籍調査が進まない理由としては、土地所有者の高齢化や不在村化により境界確認が困難であること、公図の精度が悪いこと、急斜面のため測量が困難であることなどが挙げられる。こうした状況を改善するために、平成16年度から、簡易な手法により一筆ごとの位置及び形状の図面を作成し、森林の概ねの境界を保全する山村境界保全事業が実施されている。今後は、山村部における境界確認の効率化に向けて調査手法を見直すとともに、隣地の地籍

調査の包括外部委託や DGPS 等による簡易な測量手法の導入等について検討したい。

●報告事項

【広報部】

今年度は、昨年度組み立てた枠組を充実させること、および、会員の結集と基礎体力の向上を図ることに重点を置いていく。また、社会貢献活動の一環で、茨城土地家屋調査士会が実行委員会の一員、連合会が協賛団体の一員として、12月2日開催予定の「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」に参加する。



藤木常任理事

●意見交換会

横山副会長による進行のもと、意見交換会が行われました。

〈質問〉平成22年に向けた具体的な方針、オンライン申請の動機付け、規則第93条の戦略的な趣旨について（中村大分会会長）

〈回答〉93条のいう登記官による現地調査の省略は、調査士の職能を認めたことの裏付けである。将来は更なるステップアップを目指したい。

〈質問〉調査士受験者数の減少や合格者の高齢化を踏まえた連合会の将来構想について（宮田埼玉会会長）

〈回答〉資格試験の専門校へ広報の相談に行った。補助者の受験も促進していきたい。

〈質問〉広報連載記事における公嘱協会を暗に批判する表現へのフォローの有無、会報の編集手順について（林岐阜会会長）

〈回答〉公嘱協会に限らず、調査士業界に危機感や問題意識を共有してもらおう意図で掲載した。フォ

ローについては、著者と相談して決める。

〈提案〉調査士が所持しているデータを活かして、調査士ならではの地籍調査を提案すべき。（林岐阜会会長）

〈質問〉会費値上げ予定の詳細について（椎名千葉会会長、相田山形会会長）

〈回答〉値上げの検討に入った段階であり、前回の値上げ部分の報告とともに近いうちに報告する。

〈質問〉会館移転後の現会館の利用方法、社会事業部の必要性、各プロジェクトの報告について（藤澤富山会会長）

〈回答〉現会館については一部を賃貸、一部を会議場にする予定があり、詳細が決まり次第報告する。プロジェクトについては、地図作成、倫理、オンラインを3本柱とし、予算を考慮しながら進めていきたい。

〈提案〉総務担当者会同の開催、倫理規範等の考え方、災害寄付の明示をしてほしい。（菅原岩手会会長）

〈総括〉

皆様の貴重なご指摘・ご意見を真摯に受けとめている。オンライン申請や93条は調査士の専門性の活用につながることをめざしたものである。平成22年に登記特別会計がなくなり、法務局の人員・支局・作業（現地調査）が削減されるなかで、調査士になら任せられると言わせるための実績を積み上げていく必要がある。また、調査士ならではの地籍調査など、法務省や国土交通省に提案していくことも重要である。地方会の疲弊に対しては、会員力の結集、基礎体力の向上に力を入れ、対応していきたい。（松岡連合会会長）

●閉会の辞

大星副会長による閉会の辞では、早い時期に全国会長会議を開催したことで初期段階から情報共有ができたこと、いろいろな意見を吸収して頑張っていきたいとことが述べられた。



大星副会長

（取材 広報部）

各部活動報告

本年6月に開催された第64回日調連定時総会で新執行部が決定し、関係部署との横断的な連携を意識しながらの事業活動も約4か月が経過しました。

そこで、事業方針等の考え方を重視した観点から、現在までの活動を振り返っての現状及び今年度の事業計画等について、各部に報告をお願いしました。

(広報部長 藤木政和)

【制度対策本部】

「制度対策本部の今」

副会長 下川健策

政府の進める一連の諸改革に端を発した数度にわたる法律改正により土地家屋調査士を取り巻く制度環境は整ったが、時代の趨勢をみても改革はこれで終わりということではないと思われる。法律改正による実務をめぐる諸問題は枚挙に暇がない。とりわけ、オンラインによる登記申請の定着は官民を問わず喫緊の課題であることはいうまでもない。一方、規制改革等を所管するため内閣府に設置された有識者会議は「規制改革会議」と名称が変更され、競争社会から生まれる経済の活性化を目指して(国民(利用者)の意見を積極的に聞いて)推進されている。

制度対策本部は、会長を本部長として、表1の構成委員で活動している。基本的対応事項は表が示す通り1から6であるが、このほかに各種パブリックコメントへの対応などに当たっている。

前述のような環境下において連合会は、常在戦場の意のもと、制度対策本部の機動性を高める為、かつ、各部横断的に事業を推進していく為各事項のPT(プロジェクトチーム)を組織した(別表参照)。

ここに具体的活動を紹介することとする。ただし、社会事業部対応事項については同部の報告に譲ることとする。

1. 規制改革・民間開放等への対応関係

いわゆる資格制度の見直しについての議論の再燃については、日ごろからアンテナを高くして情報収集に努める傍ら、規制改革会議のヒアリングに備えることとしている。意見陳述は、他資格では対応できない極めて高度な専門性が要求される業務に光を当てることは当然として、現行の実務(登記に必要な調査・測量・申請手続き、筆界特定制度・ADRなどの業務)における土地家屋調査士の社会的意義と有用性のアピール、司法制度改革により派生した専門資格者の活用についての国家的要請への対応などを中心に考えている。

過日、いわゆる登記の乙号事務の民間開放について、内閣府官民競争入札等管理委員会のヒアリングを受け、民間事業者の選定に当たっては高度な専門的知見を有する者の配置が不可欠などの意見を述べたところである。結果、同会議、法務省のご理解をいただき、土地家屋調査士法施行規則第29条(土地家屋調査士法人の業務の範囲)が改正され、「競争の導入

による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務(いわゆる登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に係る業務)が追加された。

2. 司法制度改革への参画と提言

自民党・司法制度調査会の「登記オンラインプロジェクトチーム」の会合に参加し、オンラインの必要性、現在の取り組み状況についての報告をすることはもとよりオンライン申請促進のための提言等を行っているところである。先に開催された司法制度調査会全体会議では、同調査会の各PTの委員長から活動報告がされ、今後、司法制度改革推進に向けてさらに多面的な検討を行っていくことが確認されている。

自民党・公明党の議員連盟に対して、地図行政の充実、筆界特定制度の充実などの政策要望及び予算拡充の要望を行った。

3. 土地家屋調査士が持つ専門職域の活用と業務拡充の検討

技術革新の時代、会員の技術水準の高度化への支援体制の基盤として、更にはいわゆる登記基準点の制度化をにらみ「日調連技術センター」を立ち上げた。業務部を中心とした登記基準点PTにおいて、学識者・社団法人日本測量協会の

表1 平成19年度 制度対策本部委員

平成19年度 制度対策本部委員

本部長：松岡会長

本部特別顧問：稲葉一人

本部長代理：下川副会長

副本部長：横山副会長、大星副会長、小林副会長、(専務理事、常務理事、総務部長)

対応事項	担当副会長	担当主任	委員	有識者
1 規制改革・民間開放等への対応 (1) 規制改革委員会への対応 (2) 経済特区に関する有識者会議への対応	下川副会長 横山副会長 大星副会長 小林副会長	各常任理事	(特命委員) 石橋利直	安達栄司
2 司法制度改革への参画と提言 (1) 各政党関係部門会議への対応 (2) 各種ADR関係機関との対応			(委員) 井畑正敏 泉 清博 大倉健司	鎌田 薫 川口有一郎 清水英範 土井真一
3 土地家屋調査士が持つ専門職能の活用と業務拡充の検討 ※ 新技術対応 ※ 日調連技術センター(登記基準点対応) ※ 日調連データセンター	(専務理事) (常務理事)	(各理事)	大保木正博 倉富雄志 黒田博雄 神前泰幸 坂元 均 塩川 豊 杉山浩志 鈴木洋一 高橋順治	波光 巖 安本典夫 山野目章夫 村田博史 各教授
4 不動産登記法、土地家屋調査士法及び関連法の整備、施行への対応 (1) 不動産登記法、土地家屋調査士法等への対応(筆界特定制度を含む。) (2) ADR 促進法への対応 (3) その他関連法への対応			瀧下俊明 谷口正美 中岡博之 三嶋元志 南城正剛 西田 寛 藤原久司 松本武敏 柳平幸男 山脇優子 山本憲一	
5 国際化への対応 FIG、WTO、国際交流等				
6 学術的社会貢献、学会・学識者との交流 (1) 渉外・学術団体への対応 (2) 関連団体との情報交換 ※ 地籍学創生				
社会事業部対応事項				
1 地図の作成及び整備等に関する事項 ※ 地図・地籍整備に関する総合PT				
2 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項				
3 境界問題相談センターの設置推進及び現状調査並びに支援等に関する事項				
4 法テラスに関する事項				
5 公共嘱託登記に関する事項				
6 公益法人改革に関する事項				

意見も聞きながらその実現に向かって精力的な検討を重ねている。

一方、都市再生街区基準点・登記基準点などのデータ管理の必要性から「日調連データセンター」を立ち上げ、業務部が中心となり、効率的な運用に向かって準備を進めている。

4. 不動産登記法・土地家屋調査士法及び関連法の整備、施行への対応

筆界特定制度の申請件数は、当初予測されていたよりもはるかに

多い。登記法に組み込まれた画期的な制度創設の意義は大きく、時宜に合った立法であったと評価されているところである。この制度を担う土地家屋調査士は筆界調査委員として又は申請代理人として利用者の期待に込めている。しかし、筆界調査委員の職責を全うしていくその裏には多大な苦労がともなっている現実がある。連合会では実情を把握するための調査を経て、調査委員の作業項目の見直しなどを法務省に要請するとともに、そのための財源確保等につい

て財務省や立法府の先生方にご理解をお願いしているところである。

筆界特定制度は、今後も時代の要請に適った制度として充実発展を遂げていかなければならないと考えている。そこで、筆界特定第1次PTでは、その資になるよう手引書を作成した(近日中に配付予定)。近々に立ち上げる予定の第2次PTでは、筆界特定制度の現状(実態)を把握して分析を行い、改善策を検討することとしている。

平成20年12月施行の一般社

別表 平成 19 年度プロジェクト一覧表

社会事業 1. 地図・地籍に関する総合プロジェクト（事務主管 社会事業部） (1) 14 条地図作成作業規定対応 PT（積算・作業規程） (2) 平成地籍整備対応 PT（都市再生街区基本調査・省庁連携ミニ 14 条・地籍調査事業・14 条地図作製事業） (3) 地籍調査促進 PT（国交省委員会への参画） (4) 超地図混乱地域解消対応 PT
社会事業 2. 筆界特定制度対応プロジェクト（事務主管 社会事業部） 第 1 次支援 PT → 手引書作成にて 8 月に終了 第 2 次支援 PT → 社会事業部にて支援策の検討
社会事業 3. 日調連 ADR センター（事務主管 社会事業部）
社会事業 5.6 公共嘱託登記関連業務対応プロジェクト (1) 新公益法人法及び整備法対応 PT (2) 公共嘱託登記関連業務の調整・渉外担当
制度対策 3. 日調連技術センター（事務主管 業務部） (1) 登記基準点第 1 次 PT（登記基準点法制化・評価委員会対応） (2) 登記基準点第 2 次 PT（基準点設置促進・受け入れ未了の再生街区基準点対応）
制度対策 3. 日調連データセンター（事務主管 業務部）
制度対策 3. オンライン申請促進プロジェクト（事務主管 総務部・業務部） (1) 特定認証局運営委員会 (2) オンライン申請促進 PT（XML ソフト対応）
総務・財務部 新会館移転・財政関係プロジェクト
業務部 1. 調査測量実施要領検討委員会
業務部 2. 報酬額業務統計検討委員会
日調連研究所 (1) 地籍学術団体創生部門 (2) 土地家屋調査士制度解説書発刊部門 (3) 調査研究部門…土地家屋調査士業務と代理（ADR 代理を含む）について
総務部・法務委員会
広報部・制度広報推進プロジェクト

団法人及び一般財団法人に関する法律の施行にともなう公共嘱託登記土地家屋調査士協会のあるべき姿を含めた対応については、社会事業部主管の新公益法人法・整備法 PT で土地家屋調査士法の解釈も含めて検討している。なお、この PT には「全公連」から委員を迎えて議論している。

5. 学術的社会貢献, 学会・学識者との交流

『枇杷田さんは、かつて法務局文化の中核にあるのは登記簿だと位置づけられた。私は、これからの時代は、「地図」がそれにとって変わるべきものと思っているが、法務局にかつての登記簿にたいするのと同じような愛着を地図に感じられる土壌を育てるには、なすべきことが多々あることも痛感している。』（民事月報 VOL.58.

4P68) と小池信行氏が記されている。そして、その実現に向かってさまざまな施策が打ち立てられ、官民共同で時代の要請に応えている。その担い手の一員として土地家屋調査士が揺るぎない立場を確保できたことは制度発展の証であろう。これまでに至った多くの方々の熱意と努力に感謝せずにはいられない。

これを機に更に見識を深めて、作製者の域を超えての地図作りを通じた社会貢献を果たしていくことが資格者団体としての望ましい姿であると考えられる。一世紀を超える登記制度の基盤を受け持つ『地籍』の重要性については誰も異論はないだろう。しかし、これまでこのことについて学術的に研究されたことはないと思われる。そこで、昨年度に引き続き研究所に学者を交えての研究機関の創設につ

いての研究を委託した。

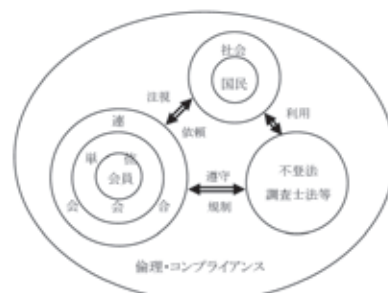
又、地籍に限らず各 PT においても、積極的に連合会顧問の学者の方々の意見を伺って活動している。

【総務部】

総務部の視点（倫理の総務）

総務部理事 中村 邦夫

各部で行っている活動を会報に掲載するので、総務部の活動について 1600 字以内の原稿が求められた。今年 6 月の総会で理事に選任され就任した者にとっては重荷である。



テーマは「事業方針等の考え方を重視した観点からの各部の活動について」である。

平成19年度の総務部の事業計画は次のとおりである。

1. 土地家屋調査士会及びその会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援
 - (3) 戸籍謄本等の職務上請求の適切な取扱いの徹底
 - (4) 「土地家屋調査士倫理規範」の啓発
 2. 連合会業務執行体制の整備・充実
 - (1) 役員選任規則改正への対応
 - (2) 連合会業務執行体制の検討
 - (3) 事務局執行体制の検討
 3. 各種委員会の運営に関する事項
 4. 特定認証局の運営に関する事項
 5. 情報の共有と会議の効率化の推進
 6. 連合会会館の移転等に関する事項
- この事業計画から大別すると、1. 会員の品位と倫理、2. 組織運営と組織のコンプライアンス、3. その他各部に属さない事項に分けられる。

本年度の事業として、特に重要と思われるのは「土地家屋調査士倫理規範」を全国の会員へ周知徹底し、また、内容の精査を行い、より良い倫理規範を制定して全国の会員で共有することである。これが第1点、次に第2点として、先の総会で否決された議案（会則一部改正等）の内容を再検討し、提案の主旨を十分に説明し理解を求め、承認を得られるように次期総会に提案することである。

以上の2点を主だった協議事項として、全国8ブロックにおいて総務担当者会同を開催していただき、連合会総務部から出向して説明・理解を求めたいと思っている。また、連合会に対する要望・苦情

等の収集も行い、今後の連合会運営に役立てたいと思う。

総務部の事業は、他の部署に属さないものは全て扱うのが原則であり、多岐に分かれる内容である。これは各単位会においても同様であると思う。

総務部は組織の要となるべき部署であるとの認識の基に、連合会全体を見渡しながら部の事業を推進し、会員にとってより良い連合会となるよう努力したい。

【財務部】

「事業方針・事業計画による財務部の活動について」

財務部長 大場英彦

財務部の平成19年度事業計画は以下のとおりである。

1. 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 中長期的な財政計画の検討
 - ① 事業費の費用対効果の検討と予算執行における優先性の検討
 - ② 事務経費執行の効率化の検討
 - (2) 特別会計のあり方の検討
2. 土地家屋調査士会「専門事業者賠償責任保険」の新設
3. 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進
 - (2) 各種保険及び共済会事業
 - (3) 親睦事業の実施及び検討
 - (4) 自家共済特別会計の廃止処置
4. 業務関係図書等の発行、あっせん及び頒布

この事業計画に基づく現在までの活動については以下のとおりである。

・「財政の健全化と管理体制の充実」に関しては、日調連で行っている事業は現在非常に多岐に亘っている。限られた予算の中で、できる限り費用対効果を上げられるように、また、全てに亘

り現時点で行うには、費用的にも、人的な面でも不可能であるので、その優先性の検討を行い、各部等にアドバイスをを行っている。

・「専門事業者賠償責任保険」に関しては、既に本年7月1日から保険契約を開始しており、各土地家屋調査士会、各土地家屋調査士会のADRセンターでの運営を側面から支援できることを期待している。

被保険者は「日本土地家屋調査士会連合会・各土地家屋調査士会、及びその役・職員（業務上の行為に限る）」が対象であり、てん補限度額は1億円、免責金額は1事故につき50万円となっている。

損害賠償請求がなされた場合は勿論のこと、請求がなされるおそれがある場合は、連合会に速やかに連絡をいただきたい。

・各種保険について。現在、社会的に、保険に対しては不払い問題等に端を発し保険料に関して抜本的な見直しが行われている。割安の保険料で契約できても、保険が支払われないのであれば保険の意義を持たない。適正な運営がされるように、随時見直しをしているところである。

・親睦事業について。第22回日調連親睦ゴルフ宮城大会（8月26日 前夜祭 ホテルメトロポリタン仙台、27日 ゴルフ大会 レインボーヒルズゴルフクラブ）を開催した。参加の皆様、東北ブロック、宮城土地家屋調査士会運営委員の皆様のご協力にはあらためて感謝いたします。

隔年で開催されている全国囲碁大会は来年度実施の予定である。また、ゴルフ大会を含めた親睦

事業の実施に関して検討を始めたところである。

- ・自家共済特別会計の廃止処置に関しては、7月にお願いしたとおり、各土地家屋調査士会においての諸経費を大規模災害対策基金への寄付としていただけるようお願いしている。

通常業務としての経理に関しての点検は随時行っており、その他の事業に関しても、本年度内6か月間（10月現在）に成果あるものにしていくよう財務部役員、関係事務局職員一同努力しているところである。

【業務部】

業務部長 國吉正和

1. 調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項

- (1) 「調査・測量実施要領」に関する指導

昨年度、調査・測量実施要領委員会を中心に筆界特定制度、ADR業務の整備等の動向を受けた本要領第2回追録を編集発刊する予定であったが、土地家屋調査士制度を取り巻く環境の変化により、抜本的な体系等の見直しに今後迫られることと思われる。今年度は、不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関する部分に特化し、調査・測量実施要領第19条、第20条の改訂を行い、第2回追録として、全会員向け印刷・発行することとした。

なお、今年度は調査・測量実施要領委員会を中心に、倫理規範、不動産登記法第14条地図作成作業、登記基準点作業規程等の制定の動向も踏まえ、調査・測量実施要領の位置付けも含め、土地家屋調査士業の体系的な観点から、他

の部、委員会等との連絡調整、情報交換を行いながら、継続的な協議をしていく考えである。

- (2) 不動産登記規則第93条調査報告書についての指導・連絡
昨年度改訂された不動産登記規則第93条不動産調査報告書様式については、各会及び各法務局において、実施時期、運用等を協議いただき、登記申請に添付されているところである。これらの状況を把握するとともに、将来的に調査報告書のあるべき姿、ステップアップに向け、各会の意見提言等をいただくため、アンケートを実施させていただくこととした。

2. 土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究に関する事項

本年は、3年に1度の土地家屋調査士事務所及び報酬に関する実態調査（アンケート）を各会員に向けお願いすることとしている。

このアンケートは、各種業務統計の分析を通じ、行財政改革、司法制度改革、情報通信技術の発達、経済のグローバル化等により、土地家屋調査士制度を取り巻く環境の変化が、土地家屋調査士業務に与える影響を客観的に評価し、世の中の経済動向と調査士業務の相関を探る中で、将来的な業務形態の変化・改善の方向性について統計的な分析を加えて行くための基礎的資料とするものである。

3. 地図情報、地積測量情報、登記測量に関する研究・検討・対応に関する事項

- (1) オンライン登記申請制度下における、地図情報システムと連携する土地の詳細情報としての地積測量図（情報）と地図の今後のあり方について、部会や各種会議に

おいて検討・協議を行う。

地図に関係する関係省庁の委員会等で、専門家の立場から地図のあるべき姿について提言し、関係機関と協議・打合せを行う。

- (2) 都市再生街区基本調査による「街区基準点」等の利活用については、測量計画機関としての同課からの移管受入れを表明しているものの、事務手続き等により平成20年3月31日まで経過措置を採る市区町に存する街区基準点等の使用について、全国の会員を対象とし、日本土地家屋調査士会連合会と国土交通省との間で、包括使用承認契約の延長に関する手続きを行った。

また、各市区町、各法務局における取扱い、運用等につき、その実態を把握し、各会の指導連絡等に寄与するため、各会に対しアンケートをお願いすることとした。

- (3) 登記基準点の不動産登記規則第77条第1項における、基本三角点等への位置付けに関し、法務省民事二課及び国交省国土調査課との協議を踏まえ、（仮）登記基準点評価委員会の立ち上げのため、登記基準点PTを中心に協議を重ねている。

【研修部】

研修部における事業について

研修部長 野地良宏

1. はじめに

研修部における今年度事業の中で特に重点項目として挙げているのが、第3回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」と言う。）の実施と平成16年から研究を行っている専門職能の継続学習（CPD^{*1}）の設置計画です。

特別研修については、土地家屋調査士法の一部改正趣旨に則り、着実にADR認定土地家屋調査士

が誕生し特別研修も順調に推移しております。本年10月1日には第2回特別研修の認定者発表がありましたので、第2回の実施概要についてお知らせいたします。

また、これから特別研修を受講しようとする方にとっては、第3回の募集に掲載した特別研修の意義と効果及び第2回の概要等を参考にし、特別研修の受講に向け準備をして頂ければ幸いです。

特別研修と並び会員資質の向上を図ることを目的とする専門職能の継続学習につきましては、平成16年に社団法人日本測量協会が発起人となりいち早く「測量系CPD」を設立し、測量に関する各団体が個々に行っている自己研鑽を総合的に評価・証明するシステムとして、この「測量系CPD協議会」を発足させております。

連合会においては、一筆地測量のほか測量全般に関する業務を担っているところから、「測量系CPD」の一員として設立当初から参加しており、現在14の団体^{※2}による学習記録等を統一基準により評価し、自己啓発・研鑽する技術者の活用を内外にアピールすることを目的に活動しております。

これを、専門職能の継続学習の目標と適性評価及び常に研鑽を必要とする資格者の責務と捉え、平成17年に一部改正された土地家屋調査士法第25条と連動するよ

う研修部の重点事業として取組みを行ってきたところです。

以下、特別研修と専門職能の継続学習について夫々の概要報告と中間報告を兼ね、お知らせいたします。

2. 第2回特別研修の実施概要

(1) 受講者

新規受講者(会員)	1,403名
新規受講者(有資格者)	27名
再受講者	15名
聴講者	96名
再考査者	159名
計	1,700名

(2) 開催会場

基礎研修	19会場 (発信会場1・受信会場18)
集合研修・総合講義	49教室
考査	10会場

(3) 認定者数及び受講者数

(第1回・第2回)

※表1を参照してください

3. 特別研修の趣旨(第3回の募集案内)

(特別研修の目的)

日本土地家屋調査士会連合会が各土地家屋調査士会、全国土地家屋調査士政治連盟とともに大きな運動として取り組んできた民事に関する紛争を裁判外で解決するといういわゆるADRも、司法制度改革という政府の大きな政策の実現と関係者多数の努力が実を結び、本年9月末現在で全国の土地家屋調査士会50会の内、26会が既に境界問題相談センター等の名称でADR機関を開設し活動しております。一方、過去2回にわたるADR代理人となるために必要な研修として法律に規定された特別研修において、代理権が付与されたADR認定土地家屋調査士が現在2,275名輩出されるに至っております。また、ADR既設置会

に於いては、代理権を付与された認定土地家屋調査士のフィールドとなる土地家屋調査士法第3条第1項7号の規定による法務大臣指定も進み、ADR認定土地家屋調査士の活動の場が拡大しつつあります。ADR法に基づき、時効の中断効などを付与されるための法務大臣の認証手続が進行中の会もあります。

土地家屋調査士がその専門分野である「土地境界の紛争解決」のために、その専門性を活かした「社会貢献」をすること、その過程で更に知識経験を深め高めることこそが専門資格者として土地家屋調査士の将来を開く大きな布石となると考えております。その中でこの特別研修は「代理人として活動するに必要な能力担保」を確保することを目的として実施するものです。

(民間ADR代理関係業務の実施)

土地家屋調査士が『民間紛争解決手続代理関係業務』を行うことができる紛争の対象として「土地の筆界が現地に於いて不明であることを原因とする民事に関する紛争」とあり、今回付与された「民事紛争解決のための当事者を代理」する行為には、高度な倫理観、知識、素養が求められています。そのために必要な能力を培うため、土地家屋調査士に対して司法制度改革推進本部決定により「信頼性の高い能力担保措置」を講じることを代理権付与の条件として付され、平成18年1月施行の改正土地家屋調査士法に規定されたものです。

(第3回特別研修)

ADR代理権認定のための特別研修も第3回を迎えました。法律に規定された公正な機関による研修と、更に考査を受験して一定の条件をクリアしたものだけが法務

※1 Continuing Professional Development (直訳 専門職能継続学習)

※2 「測量系CPD協議会」の参加団体名
協会関係) 社団法人日本測量協会、財団法人日本測量調査技術協会、財団法人日本地図センター、日本土地家屋調査士連合会、社団法人全国測量設計業協会連合会 他4社
学会関係) 日本測地学会、社団法人日本写真測量学会、地理情報システム学会、日本国際地図学会、社団法人日本リモートセンシング学会

表 1 認定者数及び受講者数（第 1 回・第 2 回）

調査士会	平成19年4月 1日現在会員 数	第 1 回		第 2 回		通 算	
		受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	延べ受講者数	認定者数
東京	1,586	120	81	134	92	254	173
神奈川	943	90	57	73	50	163	107
埼玉	893	90	66	50	36	140	102
千葉	688	60	48	96	64	156	112
茨城	424	30	17	36	18	66	35
栃木	306	30	23	26	21	56	44
群馬	363	30	20	24	16	54	36
静岡	611	60	44	60	39	120	83
山梨	140	15	9	13	10	28	19
長野	477	45	37	32	26	77	63
新潟	403	30	18	43	26	73	44
大阪	1,210	105	61	85	63	190	124
京都	291	30	20	34	20	64	40
兵庫	765	60	32	57	37	117	69
奈良	213	15	10	33	19	48	29
滋賀	205	15	8	10	8	25	16
和歌山	157	15	12	17	13	32	25
愛知	1,077	85	64	108	76	193	140
三重	297	20	18	21	14	41	32
岐阜	395	30	23	25	17	55	40
福井	160	15	15	30	19	45	34
石川	180	15	11	24	15	39	26
富山	160	15	10	23	15	38	25
広島	481	30	15	47	32	77	47
山口	250	10	9	64	46	74	55
岡山	287	10	8	46	32	56	40
鳥取	89	5	5	10	6	15	11
島根	124	5	4	18	13	23	17
福岡	688	60	39	25	15	85	54
佐賀	121	30	18	23	12	53	30
長崎	217	30	22	13	4	43	26
大分	192	30	20	11	5	41	25
熊本	306	30	25	21	14	51	39
鹿児島	324	30	20	34	28	64	48
宮崎	199	30	23	8	7	38	30
沖縄	195	0	0	61	47	61	47
宮城	309	30	23	33	22	63	45
福島	308	30	20	37	31	67	51
山形	215	20	16	30	24	50	40
岩手	195	15	10	20	14	35	24
秋田	170	15	9	35	26	50	35
青森	154	10	6	17	13	27	19
札幌	325	40	32	16	12	56	44
函館	64	5	4	5	4	10	8
旭川	66	5	2	6	5	11	7
釧路	92	10	8	5	5	15	13
香川	214	10	6	13	10	23	16
徳島	179	20	19	18	16	38	35
高知	134	10	7	5	5	15	12
愛媛	304	20	16	25	23	45	39
合計	18,146	1,560	1,090	1,700	1,185	3,260	2,275

大臣の認定を受けることができる
ことになっています。全国の土地
家屋調査士会員が ADR 認定土地
家屋調査士を目指し、専門分野の
知識経験はもとより、紛争の解決
能力、倫理観を兼ね備えた高度な
専門資格者として活動の場を拡げ
ていくことを願うものです。その

事が同時に個々の土地家屋調査士
の信頼性を高め、土地家屋調査士
制度と業務の将来性に繋がるもの
と考えております。

また、境界紛争解決のための民間
ADR(境界問題相談センター等)
における代理人となるために必要
な研修ですが、キャリアアップと

ということのほか、筆界特定制度に
おいても紛争性のある事案を取り
扱うことが予想されますので、こ
の研修の課程を修了することは、
筆界特定制度における代理人とし
ても有益であり、更に専門資格者
の職業倫理などが厳しく問われて
いる今日、土地家屋調査士の日常

業務の遂行に当たっても有益であることは申すまでもありません。

会員各位におかれましては、この『特別研修』の趣旨をご理解いただき多くの会員諸兄弟がこの制度を活かし、民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士として活動されることを期待するものです。

4. 「土地家屋調査士 CPD」の必要性と目的

土地家屋調査士業務の研鑽を深めるため連合会においては、独自プログラムによる研修科目及び目標の設定、研修への参加意欲の向上、専門知識・技能の向上、研修課程の適正評価とその公表等により業務委託者の利便に供することを目的として仮称「土地家屋調査士 CPD」を設置し、社団法人日本測量協会の運営する「測量 CPD」とも連携を図りながら、研修システムの更なる充実を図っていくことを目的に、「土地家屋調査士 CPD」の設置を計画しております。

また、専門資格者並びに資格者団体における CPD（専門職能継続学習）の必要性については、社会環境から判断し、自ずと資質の向上を図ることが喫緊の課題として専門資格者団体においては、CPD 設置へ向け取組を行っておりますが、既に測量 CPD・建築 CPD などは、その魁として CPD を稼動し、その実を上げております。

「土地家屋調査士 CPD」設置の進捗状況は、各土地家屋調査士会からのアンケートの分析及び規則等の内容点検と細部の調整を行い、平成 19 年度内に「土地家屋調査士 CPD」設置へ向け鋭意検討を行っております。

(1) 「土地家屋調査士 CPD」の概要（案）について

* 「土地家屋調査士 CPD」の概要等（検討中）は、次のとおりです。

(基本方針)

- ① 会員としての能力の喚起、資質の維持向上
- ② 会員としての体系的学習の指針
- ③ 自己研鑽する会員の適正評価及

び運営

- ④ 会員の研修履歴の管理と公表
- ⑤ その他研修に必要な事項の検討及び改善

(CPD 研修の実施)

- ① 土地家屋調査士法第 3 条に規定する業務遂行に必要な研修計画の企画立案
- ② CPD 研修の実施及び運営
- ③ CPD 研修に関する関係諸機関との連絡調整
- ④ CPD 研修プログラム等の作成及び選定
- ⑤ ブロック協議会、土地家屋調査士会、支部、各委員会等及び会員が行う研修題材の認定事務
- ⑥ 会員が履修した研修の適正評価及び公開
- ⑦ CPD 研修の委託
- ⑧ その他 CPD 研修の目的達成するために必要な事項

(2) 検討中の概要図（案）

* 土地家屋調査士 CPD の取組みの中間状況について概括ではありますが、下図に示しその概要をお知らせいたします。

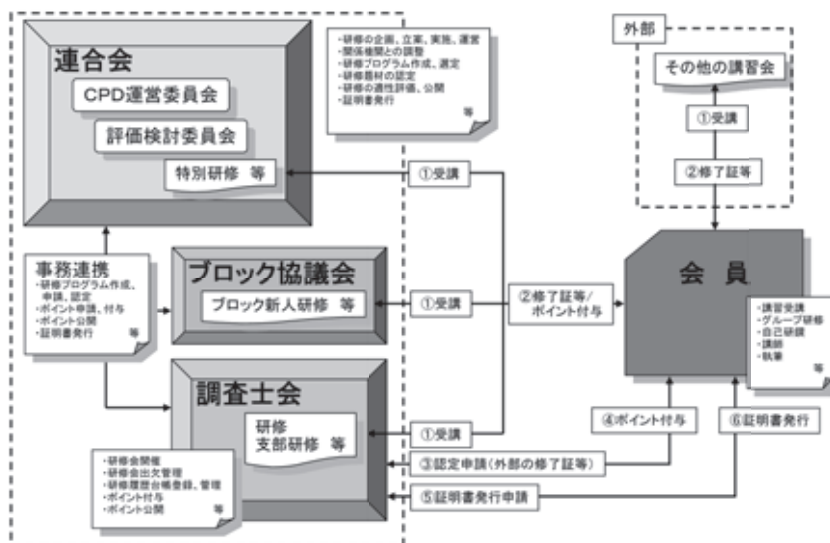


図 1 土地家屋調査士 CPD (仮称) 概要図 (案)

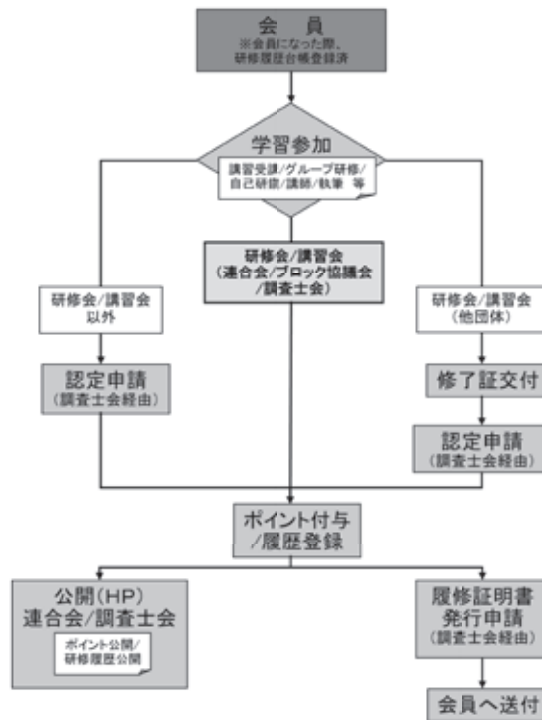
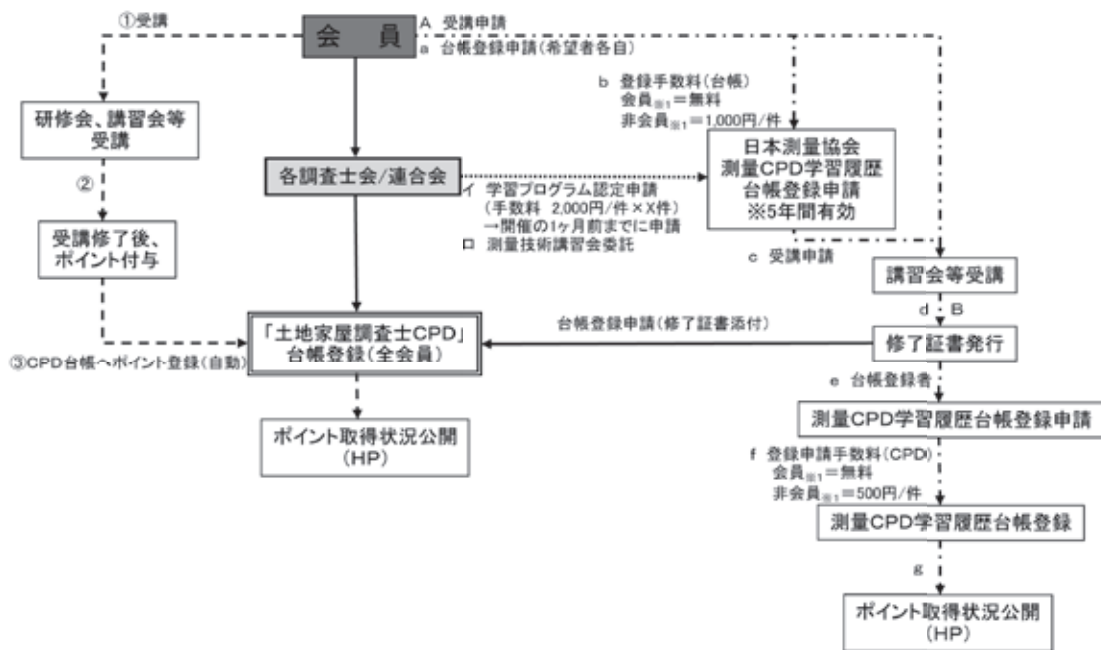


図2 土地家屋調査士 CPD(仮称) フローチャート(案)



※1 会員とは日本測量協会正員資格を示す。
会費7,000円/年

図3 受講からポイント公開までの流れ

5. おわりに

今、資格者に求められているのは、研鑽から得られた広範な専門知識と的確な法的判断と卓越した技量、それを駆使して得られた豊富な経験をもとに、法の目的とするものに応えることにあると考えます。

常に研鑽を行い終わりの無い研修活動 (CPD) は、資格者の使命ではありますが個々の研修目標の設定と公正な結果の評価による目的の達成感、更なる資質の向上を目指し、司法と行政の一分野を担う資格者として、利用者の負託に

応える努力が必要であると考えます。全会員の研修成果が更なる制度基盤を強固にし、制度制定の意義が大きく期待されるものと確信し研修事業を推進して参りたいと思います。

【広報部】

広報部活動報告

広報部次長 川本達夫

第64回定時総会において連合会新執行部となり早いもので4ヶ月が経過、第2回理事会承認により各部の新体制が動き出して3ヶ月が過ぎました。継続している事業や新たな事業等現状での広報部活動をご報告致します。

まず、所信表明より「土地家屋調査士制度を支える人材確保」が挙げられています。具体的には、専門資格学校東京法経学院との係わりの重要視、或いは女性をターゲットにした資格書籍への土地家屋調査士の項目記載、明海大学との教育・研究に関する協定に基づく企業推薦特別入学試験の斡旋、インターンシップ対応について従来の研修部から広報部への引継ぎ等の出来事がありました。「全国測量技術大会2007」(6月20日～22日)の取り組み、参加は土地家屋調査士の学術的且つ技術的な論文発表の新たな場に対する構築を目論み、人材発掘・育成に向けた活動でもあり、(社)日本測量協会、(社)全国測量設計業協会連合会をはじめ、各種団体、測量専門学校、各大学等々と会場は個々ではありますが、全体としてパシフィコ横浜(横浜みなとみらい21)に集結した、(イベントを開催することは裏方作業では一体です)社会全体へのPR活動のクラスタとして連鎖します。(詳細は会報8月号参照)

また、「社会貢献としての広報部事業の取り組み」として、本年12月1日(土)2日(日)の両日に実施される「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」に参画予定です。地元茨城会をはじめ土浦支部の会員諸兄の御理解、御協力の源に感謝いたします。この

ような連合会広報部と単位会との交流を踏まえた地域での土地家屋調査士制度PR活動は、広報部が目指すクラスタ活動ともリンクします。人的交流は、必ずや意識改革を誘導し、ボトムアップのきっかけづくりともなると考えますし、地域住民や各種団体等との係わりによって、お互いに“知る”を楽しめる窓口となることでしょう。例えばウォーキング5ヶ条のひとつに《歩かせていただく土地に感謝して》の項目があります。土地への観念や情念は、土地家屋調査士にも熱い思い入れがあります。

昨年秋に開催されました『第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto』の記録集作成は、本年度事業計画に掲げられ予算的にも大きく、結果としての内容の充実は勿論ですが、未来を見据えた資料としての成果、品質管理を媒体として求められているものです。記録集としては3500部を作成し、参加会員には各調査士会から事前に提出いただいた参加者名簿に基づいて、名簿記載の事務所所在地に業者から直送する予定です。尚、事前に各単位会へは、文書により事務所変更等の照会を行いますので宜しくお願い致します。当該記録集に関しては、参加会員以外の来賓者、その他関係者にも送付し、残余についても土地家屋調査士制度の対外活動ツールとして積極的に活用いたします。現在の進捗状況は、速記録から初稿ゲラにしている部分と、海外参加者に関する部分は、原語から速記録を作成し、日本語に翻訳をしている状況です。初稿ゲラができ次第、関係者各位に確認をいただく作業等々、年度内作成に向けて進めております。

広報部が進めるイノベーション・クラスタ活動の目指すところは、《自

らの殻を破る》創造的な発想とグローバル化を標準とした意識改革、それに伴う多面的な広報部活動と支援です。多面的を立体視すれば部長の発信する「クラスタ」形態が理解し易いと思われれます。地域的な制度広報活動をモチーフに全国の広報部の声を聞くため、会報では「広報最前線」を連載していますが、リアルタイムでの生の声を重視した全国広報部担当者会同を来年度事業とし、それに向けたブロック協議会への企画発信、情報収集を本年度は「お金を使わず、知恵を使え」で命じられました。

・土地家屋調査士業務の新しい形態・諸外国から観た日本の地籍業務等、これからの研究所活動を通じて制度広報に資することを検討
・地籍関連の書籍／FIG等Webページを閲覧・英語パンフレットを作成する等を視野に入れた“土地家屋調査士”に関連する単語の用法などをまとめていく
喫緊の課題として

・土地家屋調査士パンフレット(冊子)の再作成／「ADRパンフレット」(冊子)の再作成／新しく筆界特定制度パンフレット(冊子)の作成と、進めています。

イノベーション・クラスタ活動の一環として

最近、現職大臣、国会議員の自宅や事務所の未登記問題がマス・メディアを賑わせています。法附則第9条の撤廃、事故簿の解消作業、未登記建物の登記促進を図ることにより、幅広く社会全体に対して表示に関する登記の必要性を語り、税の公平負担に寄与する事柄は、市町村の行う税登録行政事務効率化に向けた貢献ともなり、ここに【未登記建物キャンペーン】と銘打って全国的なキャンペーンとすべく未登記建物解消パンフレットを作成しました。業務開拓の

絶好のチャンスと考えられますので、宜しくお願い申し上げます。(次は…未登記土地とか、建物滅失登記等も考えられますね)

広報活動は、会員諸兄の日々の業務活動と会務運営における理解、協力に支えられています。

【社会事業部】

社会事業部の取組みについて

社会事業部長 山田 一博
約3ヶ月の期間が過ぎ、社会事業部担当として日々活動をさせていただいております。

また、皆様にご理解・ご協力を賜ることができますように、できる限りの対応をしているところであります。いささかご期待に添えていない部分もあるかもしれませんが、担当責任者として十分な努力をしまいたいと考えております。

それでは、社会事業部の目指すべき取組みについてご報告いたします。

1. 境界問題相談センターの設置推進及び現状調査並びに支援等に関する事項

全国単位会でほぼ半数を超えた「境界問題相談センター（総称）」既設会と同センターの設置準備等の情報交流、情報交換等を行うため、日調連に、「日調連 ADR センター」を設立し、下記の目的等により活動しています。

(1) 日調連 ADR センターの趣旨、目的について

- ① ADR に関する情報の収集
- ② 各調査士会の境界問題相談センター設立に関する支援
- ③ 各境界問題相談センターの大臣指定及び大臣認証に関する支援
- ④ 連合会と各境界問題相談センター及び各境界問題相談センター間の情報交換
- ⑤ 連合会から各境界問題相談セン

ターへの情報提供等

(2) 具体的な取組みについて

- ① 境界問題相談センター規則モデル案を提出しているが、法務大臣の指定・認証を受ける場合の具体的な内容について意見交換等ができれば、より各調査士会の支援となり、また特に未設置会の情報交流・支援を重視したいと考えております。
- ② 全国的に ADR に関する気運を高め、情報交換、人的交流を早急に行う必要があるため各単位の担当者による会同等の開催を必要と考えております。
- ③ 50 会すべてが境界問題相談センターを設立するためには、各調査士会の実情を把握すべきであり、アンケートを実施し、継続的に統計をまとめるべきだと考えております。

2. 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

「法テラス」の活動について情報収集及び提供を必要に応じて行い、連携を図ります。

3. 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項

筆界特定制度の定着と発展を目指して、制度発足後1年半余を経過した筆界特定制度の現状（実態）を正確に把握してその分析を行い、第2次筆界特定制度対応 PT を立上げ、下記活動計画により、さらに促進した改善方策等を検討し実行する考えであります。

活動計画

- (1) 筆界特定現状（実態）調査
調査士会と会員筆界調査委員に対するアンケート調査の実施により、筆界特定制度の現状を把握する。
- (2) 筆界特定研修の実施準備
筆界特定制度の定着・発展のた

めには、土地家屋調査士が、代理人として、あるいは、筆界調査委員として、中核的な役割を果たしていかなければならない。

このような役割を果たしていただけるように研修等を企画し、各単位の何人かの講師・担当者等の育成を目的に行いたいと考えております。

(3) 制度改善への協議実施

現状調査を踏まえ、制度の促進・改善等のために必要と思われる問題を検証し、協議及び要望・提言等を行いたいと考えております。

4. 不動産登記法第14条地図、DID 地区を中心とする都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応について

- ・業務部との連携により、平成19年度から本格運用が開始された「都市再生街区基本調査成果による街区基準点等の取扱い」の動向や地図整備等に関する関係省庁の動向について引続き情報収集と提供を行う必要があると考えております。
- ・法第14条地図作成作業に係る研究及び法第14条地図作成作業規程解説書の改訂を目的とした PT を組成し、これらについて現在の土地家屋調査士を取巻く諸環境に即した協議を重ねる必要があると考えております。

5. 地籍制度充実のための政策要望等について

- ・外部団体の主宰する地図整備、地籍整備等に係る委員会へ委員を派遣し、土地家屋調査士の立場で各施策に対し意見、提言を行うことが重要であると考えております。
- ・国土審議会土地政策分科会企画部会地籍調査促進検討小委員会における「都市部及び山村部における地籍整備の促進策」中間

取りまとめが公表され、土地家屋調査士の活用が重要であることが再認識されたことを受け、さらに地籍調査において、土地家屋調査士の活用がはかられるための方策を検証する必要がありますと考えております。

「都市部及び山村部における地籍整備の促進策」中間取りまとめ
<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/03/030914/03.pdf>

6. 地図混乱地域解消のための調査・研究について

平成 22 年度末までに登記特別会計制度を廃止し、一般会計へ統合する方針が示されたことを受け、それまでの実績付けの見地からも地図作成業務、地籍整備業務等に対する取組みをこれまでも増して行う必要があるため、地図混乱地域の現状分析やこれの解決策を研究、検討する必要があると考えております。

7. 公共嘱託登記の受託の推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する対応

政府の公共調達に関する発注方式等及び郵政民営化等の様々な情勢の変化に即し、各土地家屋調査士会を通じ、法務省発注の登記所備付地図（法第 14 条地図）作成作業等も含めて、全公連との情報交換を行うとともに、その受託のあり方等の検討を行う必要があると考えております。

8. 公益法人制度改革に関する事項

公益法人制度改革に関する 3 法の施行に向け、どのような方向性が必要であるのか検討を行い、各単体会にはどのような対応が必要か、また、単体会が公嘱協会に適切な助言を行うためにはどのように対応すべきか、関係省庁や学者を交えた勉強会を開催し、適切な情報の提供を行うべきであると考えております。

(1) 一般社団法人と公益社団法人のそれぞれのメリット・デメ

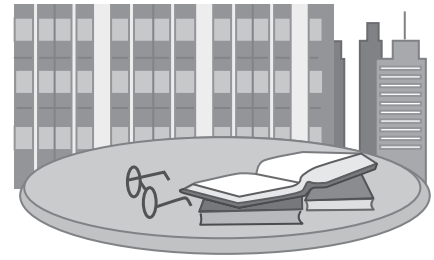
- リットの検証について
- (2) 調査士法 64 条の 2 の解釈について
- (3) その他の対応などについて

このように取組んでいる事業をより効果的に行うためには、土地家屋調査士制度を社会のためにどのように活用していくか、また、よりやさしく、よりわかりやすく、会員が共有できるようになるため、どのように対応していけばその役割を果たせるのか。

今年度の執行事業を通して、会員・単体会・ブロック協議会との連携支援・より良い環境作りを目指し、また様々な情報収集・伝達・共有・交換・要望・提言をできるような組織を考え、行動し、それらを集約して土地家屋調査士を活用した新しい制度構築に取り組んでいこうと考えておりますので、ご協力のほど宜しくお願いを致します。



境界紛争ADRの成功の条件



水戸地方裁判所長 加藤 新太郎

I はじめに

土地家屋調査士会が弁護士と協働して境界紛争の解決に当たる、境界紛争ADRが全国各地で着々と設立されている。これは、まさしく司法制度改革の果実である。すなわち、境界紛争ADRは、司法制度改革関連法の一つである土地家屋調査士法の一部改正により、その業務に、筆界特定手続についての代理、ADRについての代理が加わったこと（土地家屋調査士法3条）、さらには、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律（平成16年法律151号、ADR法）の制定・施行に関わるものであるからである。

この司法制度改革の果実は、国民の嗜好に合った美味しいものになるであろうか。境界紛争ADRが、愛され利用されるものにするためには、それがどのようなものとして運営され、機能すべきかを考察しておくことが必要である。このことは、境界紛争ADRが成功する条件を考えるためにも重要である。また、境界紛争ADRが成功するためには、広く社会経済的な観点、国民の法意識といった文化的な観点からも、その条件が整っているか、あるいはどのような方向性を見出せるかについて考えることも有用である。

本稿は、このような観点から、幅広く境界紛争ADRが成功する条件を考えようとするものであ

る（ADRに関する座談会として、田中成明ほか「民事司法の機能の現状と課題（第1部）—ADRと訴訟上の和解」判タ1027号4頁[2000]〔加藤新太郎編『民事司法展望』3頁〔判例タイムズ社、2002〕に所収〕、那須弘平ほか「ADRの過去・現在・未来—ADRの立法的課題」判タ1081号4頁[2002]が有益である）。

II ADRの基礎知識

1 ADRの意義

ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略である。Alternativeは代替するもの、Disputeは紛争、Resolutionは解決という意味であるから、代替的紛争解決制度・代替的紛争解決手続ということになる。

それでは、ADRは、何に代替するというのであろうか。

これには、三つの考え方がある。

第1は、ADRは判決に代替するものであるという考え方である。こう考えると、訴訟上の和解もADRに含まれるということになる。紛争の解決方法として、合意型のものを志向する制度・手続については、ADRとみてよいと考えるわけである。この考え方からは、訴訟上の和解を、訴訟内ADRということがある。

第2は、ADRは訴訟に代替するものであるという考え方である。ADRを訴訟外紛争解決手続とか裁判外紛争解決手続ということがあるが、それは、この考え方

によるものである。こう考えると、裁判所で行われる手続である民事調停・家事調停もADRに含まれるということになる。その場合には、民事調停・家事調停を司法型ADRと呼ぶことがある（ちなみに、わが国の調停制度は、外国研究者からも評価されていることについて、カペレッティ＝ガース〔小島武司訳〕『正義へのアクセス』90頁〔有斐閣、1981〕参照）。

第3は、ADRは裁判所の手続に代替するものであるという考え方である。この考え方からは、司法型ADRである民事調停・家事調停は、裁判所で行われているものであるから、ADRの仲間には入れないということになる。つまり、行政型ADR・民間型ADRに限定する立場なのである。この考え方からすると、ADRは、裁判所外紛争解決手続というのが相当ということになる。

考え方の分岐は、第1説は、ADRが合意型の紛争解決であることに着目し、第2説は、訴訟とそうでないものとの区別に重点を置き、第3説は、裁判所で行われるものかどうかを留意するところにある。どの考え方であればならないというものではなく、いわば整理学の議論であるが、第2説が、広く受け入れられているとはいえよう。

そして、ADRは、紛争解決システムの効率化志向、社会経済的弱者に対する平等な救済志向、裁

判制度とは異なる質の紛争解決志向など、いくつかの基本的潮流を持ちつつ、欧米では隆盛になりつつある（ADRで組み立てられた将来の司法モデルを描いたものとして、アール・ジョンソン〔加藤新太郎訳〕「未来の司法制度—21世紀のための4つのシナリオ」マウロ・カペレッティ編〔小島＝谷口編〕『正義へのアクセスと福祉国家』227頁〔中央大学出版社、1987〕。その紹介として、加藤新太郎「21世紀の司法—4つのシナリオ（上）（下）」判例時報1216号7頁、1217号11頁〔1987〕）。

2 ADRのメリット

ADRのメリットは、どのような点にあるのであろうか。

第1に、ADRは、司法の効率化に役立つものである。ADRは、重装備の訴訟手続とは異なり、ネットワークも軽やかに紛争に向き合い、紛争解決を安価に導くことができるのである（廉価性）。このことは、紛争解決に要する社会的コストの低減を意味するものである。

第2に、ADRは、正義へのアクセスを拡充するものである。ADRがなければ、権利実現をあきらめたかもしれない紛争当事者が、公正な手続により紛争解決を迎えることができることは、まさしく正義へのアクセスの拡充である。

第3に、ADRは、その組み立て方により、紛争解決の質を向上させるものになる。紛争の個性、実情、当事者の意向などを総合的に考慮した柔軟性を確保することが可能であるし、その担い手とし

て専門家を起用することにより、専門性に支えられた解決を期待することもできるのである。

第4に、このような形でADRを利用することにより、時間と費用を一定程度は要する訴訟リスクを回避することができる点もメリットである。

3 ADRのデメリット

それでは、ADRのデメリットは、どのような点にあるのか。

第1に、ADRは、司法を充実することを阻害することが懸念されている。つまり、ADRは、国家としては本来の裁判制度を充実させることが大切であるのに、そのことから目を逸らさせるものではないかというのである。

第2に、ADRは、民事訴訟により法規範を形成することについて阻害するという指摘もある。民事訴訟の目的は、①紛争の解決のほか、②法規範（ルール）の形成というものであるが、ADRは、そのうち、①しか追求できないことからくるデメリットである。

第3に、ADRは、当事者に保障されるべき適正手続を侵害し、さらには、実体権（権利主張）を侵害することがあるといわれる。この延長上のもので、ADRは、どこまでいっても「二流の正義」しか供給することができずと酷評されることもある。

このような、ADRのデメリットは、訴訟上の和解のような合意型解決の問題点として指摘される事由と共通するものがある。訴訟上の和解についても、①国民の権利意識を確立するためにマイナスである、②ルールに基づく判決による解決とは根本的に異なる、③

弱者は和解選択を余儀なくされるという問題点があるとされている（もっとも、権利感覚の問題ではなく、純然たる利害問題に関して、合意型解決を選択することの正当性について、イエーリング〔村上淳一訳〕『権利のための闘争』52頁、53頁〔岩波書店、1984〕）。しかし、これらの問題点は克服することが可能であり、ADRが成功するためにも、メリットは、これを十分に発揮しつつ、そのデメリットを意識して、これを克服する運営が求められているといえよう。

Ⅲ わが国におけるADR利用の基盤

1 わが国における民事訴訟利用

ADRは訴訟に代替するものであるという考え方をとり、ADRが成功する条件を考えようとする場合、わが国における民事訴訟利用の過去・現在について、観察することが必要であろう。というのは、わが国における民事訴訟の利用率は先進諸外国と比較すると、極めて低いという指摘がされているからである。

そして、その要因を説明する学説として、法文化説、制度説（機能不全説）、合理的選択説（予測可能性説）などがみられる。

法文化説は、わが国における民事訴訟の利用率の低さは、国民の法意識・わが国の法文化に由来するものと説明する。すなわち、欧米の裁判制度にならったわが国の裁判制度は、紛争の内容をなす事実を明確にした上、それに基づいて当事者の権利・義務を明確・確定的なものとすることを目標とするが、わが国の社会は、権利・義

務が明確・確定的でないこと（ひいては、権利観念が乏しいこと）によって当事者の友好的・協同体的な関係が成立・維持されているものであるから、民事訴訟は、白黒を明らかにすることによって、この友好的・協同体的な関係の基礎を破壊することを意味し、あえて提訴するのは、大きな心理的抵抗に打ち勝つだけの勇気を必要とするのであるという（川島武宜『日本人の法意識』140頁〔岩波書店、1967〕）。

これに対して、制度説（機能不全説）は、公式な法制度である訴訟手続の利用度を決定するのは、法文化説がいうような、法意識の近代性・前近代性という文化的要因ではなく、制度的な要因が大きいと語る。すなわち、わが国における民事訴訟の利用率の低さは、裁判所の過剰負担の結果としての訴訟遅延や弁護士不足などのほか、裁判による救済の限界、法律扶助の未発達など、機能不全要因がもたらすものであると分析するのである（ジョン・O・ヘイリー〔加藤新太郎訳〕「裁判嫌いの神話（上）（下）」判時902号14頁、907号13頁〔1978〕）。

合理的選択説（予測可能性説）は、法文化説や制度説（機能不全説）とは異なり、わが国においては、例えば、民事交通訴訟にみられるように、訴訟結果の予測可能性が高いため和解・示談が成立しやすいのであって、国民が民事訴訟を利用せず、訴訟外の非公式処理をしたとすることは、合理的選択の結果であると論ずる（マーク・ラムザイヤー『法と経済学』21頁〔弘文堂、1990〕）。

各説は、それぞれ、文化的要因、制度的要因、経済的要因のうち、いずれかを重視することにより、わが国における民事訴訟の利用率の低さを説明しようとしている。そして、各説の根拠について、現状では、国民の権利意識には進展がみられること、司法制度改革はまさに制度の機能不全を打破するために行われたものであることなど、議論当時の状況とは異なる部分がないとはいえない。しかし、大筋は現在でもなお妥当するものといえるように思われるし、しかも、これら文化的要因、制度的要因、経済的要因は、必ずしも矛盾するものとはいえない。すなわち、権利観念の乏しい文化を有する社会では、制度的なものの整備も二の次ということになりやすく、したがって訴訟もその機能を全うすることができにくく、予測（見通し）の対象に訴訟の機能不全という現実を入れれば、訴訟を選択しないことも無理はないという意味で、各説は、それなりに整合的に理解することができるのである。要するに、わが国の民事訴訟利用率の低さという現実、複数の要因の相互作用の結果であることとみることができるのである（ダニエル・H・フット『裁判と社会——司法の「常識」の再考』115頁〔NTT出版、2006〕）。

以上の考察の結果をADRが成功する条件との関係で考えてみると、一般的に民事訴訟の利用が少ないからといって、当然に、境界紛争ADRの利用も不活発になることにはならないように思われる。むしろ、2で述べるように、筆界特定制度の盛況ぶりからする

と、境界紛争ADRを利用しようという基盤は十分あるように考えられるのである。

2 わが国における不動産境界紛争

わが国における不動産境界紛争は、民事訴訟にあらわれるものの件数としては必ずしも多いとはいえない。しかし、そのことをもって、この類型の紛争が少ないことを意味しない。むしろ、幅何センチの土地の境界をめぐる熾烈な争いを展開する境界確定訴訟を担当した裁判官であれば、国民の土地に対する権利意識は、農耕民族のDNAに由来するものもあろうか、格別のものがあることを感じない者は稀であろう。

また、先に述べたように、不動産登記法の改正により導入され、平成18年1月20日からスタートした筆界特定制度は、当初の予想を大きく上回る申請がされている（團藤丈士「不動産登記制度の動向」NBL848号23頁〔2007〕）。このことは、境界紛争ADRの利用を見込む場合に、示唆を与えるものというべきであろう。その背後にある事情としては、様々な理由から筆界と所有権界とが不一致を生じている土地があるからである。もとより、境界（筆界）は、近代的土地所有権の確立と地番による土地管理の開始に始まるものであるから、理念的には、筆界と所有権界とは一致すべきものである。そのような筆界と所有権界とが分離する原因としては、①筆界線をひいた当初の測量技術の未熟に由来するもの、②地券の発行が課税と直結していたため、納税額を低減させたいという所有者の意向がみられ、それが正確な図面

の作成を阻害する要因になったこと、③分筆の際に測量を必要とされない時期があったことなどの沿革的な事情のほか、④一筆の一部にも取得時効が成立すること、⑤土地の一部を外形上区分して独立性を付与することが可能なことといった、実体法上の事情などが考えられる。このような土地は、境界紛争の蓋然性を潜在化しているものであり、その意味では、境界紛争は相当数のものが潜在しているものと想定すべきであろう。

IV 境界紛争ADRについて考える

1 境界紛争 ADR の意義と役割

境界紛争 ADR には、どのような意義があるのであろうか。

その意義の第1は、ADRの一般的メリットを発揮することができることである。すなわち、境界紛争 ADR は、廉価性、アクセスの拡充、専門性、訴訟リスクの回避可能性という、ADRの一般的メリットを具備しているのである。

境界紛争 ADR の意義の第2は、土地家屋調査士・土地家屋調査士会としての社会貢献にあるというべきであろう。プロフェッションとしての職能集団である土地家屋調査士・土地家屋調査士会が境界紛争解決に名乗りを上げることの社会的インパクトは大きいし、好感を持って迎えられたいは疑いない。

境界紛争 ADR の意義の第3は、土地家屋調査士の専門性を活かすことができることである。境界について専門的な知識・経験を有する土地家屋調査士が、境界紛争解決に関与することは民事訴訟との対比においても、相応の優位性を

持つと考えられる。

2 境界紛争 ADR の扱う対象

境界紛争 ADR の扱う対象は、「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」（土地家屋調査士法3条1項7号）と明示されている。したがって、所有権そのものに関する紛争であることが明らかな場合には、境界紛争 ADR において扱うことはできないし、土地家屋調査士が代理することもできない。

ここで、筆界と所有権界との違いを復習しておこう。筆界とは、「表題登記のある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう」（不登法123条1号）。これは、公法上の境界であり、私人間においては確定できないものである（最判昭和31年12月28日民集17巻9号1220頁、最判昭和42年12月26日民集21巻10号2627頁）。

これに対して、所有権界は、所有権の範囲を画するものであり、いわば私法上の境界である。私法上の境界であるから、私的自治の原則が妥当し、私人間の合意によって確定することができるものである。

以上を総合すると、境界紛争 ADR においては、紛争解決の方法としては、所有権の範囲を合意により確定するほかにないということになる。公法上の境界であり、私人間においては確定できない筆界についての紛争に決着をつけるためには、当事者に対し筆界特定手続を並行して行うよう助言することが必要となるのである。

V 境界紛争ADRの成功の条件

1 利用者に対する正確なアナウンス

境界紛争 ADR 成功の条件の第1は、利用者に対して正確にアナウンスしていくことである。すなわち、境界紛争 ADR においては、何ができるのか、逆に、何ができないのかをはっきりと説明しておくことが望まれるのである。具体的には、前述したとおり、筆界の確定はできないこと、これに決着をつけるためには、筆界特定手続との効果的連携を図ることは必須のアナウンス事項というべきであろう。

2 専門性の発揮—土地家屋調査士と弁護士との協働

成功の条件の第2は、土地家屋調査士と弁護士とが協働して、それぞれの専門性をうまく発揮していくことである。いうまでもなく、土地家屋調査士と弁護士との専門性は異なる。すなわち、土地家屋調査士は、測量技術、公図等の見方についての専門家であり、不動産の表示の登記について正確性を保障する職責を有する者として、境界を考察すべきであり、弁護士は、法律専門家として、権利に関する紛争について解決のために知恵を出すという役割分担と相互協働をしていくことである。

3 境界紛争 ADR を担うことのできる力量の涵養

成功の条件の第3は、土地家屋調査士として、境界紛争 ADR を担うことのできる力量を涵養することである。さしあたり、①法律の素養の涵養、②合意を調達することのできるスキルの体得が目標とされよう。これは、いわゆる能

力担保の目標にもなる。①は、例えば、民法の知識（不動産法を中心として）、所有権紛争と民事訴訟法・民事訴訟実務の知識、境界確定訴訟に関する知識などは不可欠である。②については、加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』[弘文堂 2002]が参考になろう。

4 境界紛争解決の質

成功の条件の第4は、境界紛争について、法規範性と具体的妥当性ととのバランスのとれた解決を図

ることである。具体的には、事案の個性と事実を押さえた上での合意形成に努めることであり、声の大きな者に押されることなく公正性・公平性を維持することである。

VI むすび

境界紛争ADRは、冒頭に述べたとおり、司法制度改革の果実である。また、境界紛争ADRの成否は、司法制度改革の成否のバロメーターでもある。利用されれば

そのよさがわかる境界紛争ADRを目指して、早期により循環が形成されることを期待したい。

また、担い手である土地家屋調査士の倫理（職務規範）の徹底も前提問題ではあるが、重要であることについて注意を喚起しておきたい（業務を行い得ない事件（土地家屋調査士法22条の2）、特定の事件についての業務の制限（同法36条の3））。

以上



売買は賃貸借を破らずとは？

創価大学法科大学院 教授（法学博士） 藤井 俊二

1. 民法の法諺に「売買は賃貸借を破らず」あるいは「売買は賃貸借を破る」というものがある。すなわち、土地を賃借した後に地主が貸地を売却して、貸地の買主が土地の明渡しを請求してきたときに、借地権者はこれを拒むことができるかという問題である。この問題は、ドイツ民法制定の際にも大きな問題となり、第1草案では「売買は賃貸借を破る」の原則を採用したが、これに対する批判が強く、現行法は「売買は賃貸借を破らず」の原則をとっている。これに対して、わが国の民法は「売買は賃貸借を破る」の原則を採用したが、1909年に建物保護法が制定され、借地権について「売買は賃貸借を破らず」の原則が適用され、その後1921年の借家法で借家権にもこの原則が適用されることになった。以下二つの問題について、簡単に説明をすることにする。

2. 不動産賃貸借全体にかかわる問題 賃貸借の対抗問題には二つの側面がある。①同一の土地を2人の者が賃借した場合に、いずれが優先するかを決定する基準としての対抗の問題であり、この問題はわが民法177条における対抗問題と共通する問題である。もう一つは、②上に述べたように売買は賃貸借を破るか否かの問題であるが、この問題は賃貸借と売買によって取得された所有権とどちらが優先するかという問

題ではなく、すなわち支配を争う関係というよりは、新たな所有者が賃貸借関係を承継するかという問題である。したがって、この2つの問題を同列に論じるべきではない。従来の通説は、かつてのドイツの学説に従って賃貸不動産の所有権と結合する一種の状態債務として賃貸借関係が新所有者に移転すると説明していた。しかし、現在のドイツの民法学説は状態債務論をとらず、法定的に賃貸借関係を新所有者が承継すると解している。現在のドイツの学説のように解したほうが、新所有者が以後は賃貸不動産について修繕義務を負い、また敷金返還義務を負うことを説明しやすい。もっとも、ドイツ民法の規定では新所有者が賃貸借関係から生じる権利・義務を承継すると明確に規定しているが、他方、日本法では「効力を生ずる」（民法605条）あるいは「対抗することができる」（借地借家法10条・31条）と規定されており、その理論化は難しく、私にとっての今後の課題である（藤井「不動産賃貸借の対抗」稲本洋之助先生古稀記念論文集『都市と土地利用』（日本評論社）所収）。

3. 次に、借地権の対抗力の問題である。建物保護法・現行借地借家法10条では、借地上の建物を登記すれば、土地に関する権利（地上権・賃借権）の登記をしなくても借地権を新土地所有

者に対抗することができる」と規定する。それでは、この借地権の対抗要件としての建物登記は、建物所有権の対抗要件と同一であろうか。最高裁判例は、借地権者が妻や長男のような他人の名義で保存登記をしたときは、建物所有権を第三者に対抗できないのであるから、借地権も当然対抗できないとする。他方、79番地に存在する建物を80番地に存在するものとして登記した場合には、土地を取得しようとする者は現地を検分するのが通常であり、それによって建物の存在を知り、土地利用権原存在を推知することができるのであるからという理由で対抗力を認め、また所有権の対抗要件ではない表示の登記だけがされている場合についても対抗力を認めている。この問題について最高裁の態度は二つに分かれているといえる。わが国では、古来、建物の存在を知っている第三者には借地権を対抗できるという慣行があったといわれている。そして、法改正によって借地上に掲示をすることによって借地権の対抗力を認める制度も設けられた（借地借家法10条2項）。借地権の対抗要件と建物所有権の対抗要件が別個のものであることが法律上も明確になりつつあるといえそうである。

全国測量技術大会 2007

『登記測量技術発表会』 発表論文③

十勝沖地震(2003年)とGPS観測による電子基準点の位置変化 ～ 土地家屋調査士の目線で作り上げた地図～

札幌土地家屋調査士会 高向 正信

I はじめに

GPS (汎地球測位システム) の出現で、土地家屋調査士の登記測量に対する環境が一変した。電子基準点に基づく GPS 連続観測網システム (GEONET) が大きな役割を果たし、改正測量法の 2002 年 4 月施行により日本測地系座標は世界測地系座標 (測地成果 2000) へ移行した。その後、改正不動産登記法の 2005 年 3 月施行へと続き、不動産登記規則第 10 条 3 項に「地図を作成するための測量は、測量法第 2 章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点 --- 略 --- を基礎とする」とされた。電子基準点は地積測量図作成に必要な与点 (位置情報) として位置付けられ、我々土地家屋調査士と深いつながりを持つことになった。

電子基準点が目指すものは「地殻変動測定と測量の基準点」であるが、地殻変動測定のため蓄積された電子基準点位置データ (国土地理院提供 / 2001 年 8 月公開: 日々の座標値 [F2]) を通し、「測量の基準点」と土地家屋調査士との関わりについて、また、GEONET が蓄積した 11 年分のデータを描画することにより、「電子基準点が日々どのように変化し、地殻変動によってどのように変位するか、また、そこに生ずる電子基準点間の歪み (相対的変位) はどのようなものか。」について考察した。

ここでは十勝沖地震に焦点をあて、その動きを浮かび上がらせたいと思う。

II 使用データの検討

1 データとその換算方法

GEONET がスタートしてから 11 年が経過した。その間我々は、地震・火山噴火からなる地殻変動を経験し、GEONET はその時々電子基準点の位置変化を記録し続けている。

国土地理院が [GSI HOME PAGE] で公開している電子基準点: 日々の座標値 [F2] から 1200 余点の ITRF2000 (三次元直交座標 X、Y、Z) データをダウンロードする。

土地家屋調査士である私は電子基準点データが扱う三次元の世界 (測地直交座標) にはなじみが薄い。そうであるならと思い立ち、日々の座標値 [F2] をデータベース化し、ITRF2000 (三次元直交座標 X、Y、Z) を GRS80 楕円体 (緯度 経度 楕円体高) に換算し、さらに世界測地系 (平面直角座標 19 座標系 X 座標、Y 座標、標高) へ換算した。

2 換算結果

[表 2] は、測地成果 2000 (改定前成果) 及び改定された成果と日々の座標値 [F2] を換算した成果で、電子基準点【えりも 1】の例である。Δ x、Δ y は変位量を表し、二次元データに換算することで地殻変動が見てとれる。また、我々が地積測量図に使用するのは 2005 年 4 月 1 日に改定されたものだが、この例では地震直後の 2003 年 9 月 26 日付近の位置にあたる。電子基準点を与点として測量する際には経年変化した現在の位置となり、改定された電子基

[表 1] 電子基準点データ例・電子基準点【えりも 1】940019

*yyyy mm dd HH:MM:SS	X(m)	Y(m)	Z(m)	Lat. (deg.)	Lon. (deg.)	Height(m)
2003 09 23 11:59:59	-3.7985907015E+06	2.8462072643E+06	4.2461180341E+06	4.2005859231E+01	1.4315652088E+02	4.5693645636E+01
2003 09 24 11:59:59	-3.7985906953E+06	2.8462072589E+06	4.2461180365E+06	4.2005859296E+01	1.4315652088E+02	4.5689158712E+01
2003 09 25 11:59:59	-3.7985907280E+06	2.8462072066E+06	4.2461180220E+06	4.2005859231E+01	1.4315652163E+02	4.5675597415E+01
2003 09 26 11:59:59	-3.7985910412E+06	2.8462067328E+06	4.2461177938E+06	4.2005857906E+01	1.4315652847E+02	4.5498022222E+01
2003 09 27 11:59:59	-3.7985910622E+06	2.8462067299E+06	4.2461177877E+06	4.2005857774E+01	1.4315652865E+02	4.5505135906E+01

[表 2] 電子基準点成果換算表

電子基準点【えりも1】940019		基準点成果 (改定前)			-221114.918		75091.980		24.50	
		平成17年4月1日 改定			-221115.069		75092.490		24.36	
NO	観測日	X	Y	Z	X座標	Δx	Y座標	Δy	標高	Δh
1	96 03 21	-3798590.7131	2846207.1367	4246118.0485	-221114.9202	-2	75091.9865	6	24.4824	-18
2	96 03 22	-3798590.7069	2846207.1395	4246118.0492	-221114.9175	0	75091.9805	1	24.4804	-20
3	96 03 23	-3798590.7180	2846207.1389	4246118.0545	-221114.9192	-1	75091.9877	8	24.4903	-10
4	03 09 23	-3798590.7015	2846207.2643	4246118.0341	-221114.9770	-59	75091.8780	-102	24.5227	23
5	03 09 24	-3798590.6953	2846207.2589	4246118.0365	-221114.9697	-52	75091.8786	-101	24.5182	18
6	03 09 25	-3798590.7280	2846207.2066	4246118.0220	-221114.9764	-58	75091.9401	-40	24.5047	5
7	03 09 26	-3798591.0412	2846206.7328	4246117.7938	-221115.1175	-200	75092.5086	529	24.3271	-173
8	03 09 27	-3798591.0622	2846206.7299	4246117.7877	-221115.1320	-214	75092.5236	544	24.3342	-166
9	07 04 12	-3798591.2790	2846206.6678	4246117.6446	-221115.3276	-410	75092.7054	725	24.3397	-160
10	07 04 13	-3798591.2810	2846206.6698	4246117.6480	-221115.3270	-409	75092.7050	725	24.3441	-156
11	07 04 14	-3798591.2760	2846206.6664	4246117.6396	-221115.3292	-411	75092.7047	725	24.3340	-166

準点成果から大きく乖離している。ここでは国土地理院ホームページからの引用文にとどめる。

「日々の座標値は、地心座標系での座標値 (XYZ) 等、日々の解析結果が表示されます。主に研究等の微細な大地の動きを知りたい場合に用いられ、通常の測量には使うことが出来ません。なお、測量で使う成果は微細な大地の動きを加味せず、緯度、経度を固定した値を使用しています。」(データ解説 日々の座標値についてより)

なぜこの時点で基準点成果を改定するのか、国土地理院の考え方について、さらに引用する。

三角点の測量成果 (いわゆる「測地成果 2000」; 世界測地系に基づく経緯度) の維持管理では、隣接する基準点の経緯度の局所整合性が重要である。(国土地理院, 2003) 実際の測量で誤差要因となるのは、基準点の変動量の大きさそのものではなく、基準点間の変動ベクトルの差、つまり歪みの大きさである。この立場では、三角点の絶対位置の様な変化は許容できるが、相対位置に歪みが生じた場合、当該地域の三角点成果を早急に停止し、成果改定のための測量作業を実施する必要がある。(小特集 I 平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震に対する測地部の取り組み 5. 2 2003 年度三角点成果の取り扱い より)

◎経年変位を求める式

$$\Delta x = X_n - X_o, \Delta y = Y_n - Y_o$$

{ n = No1.No2.No3..., o = 特定したい観測日 No }

例) [表 2] の ($\Delta x, \Delta y$) は電子基準点成果 (改定前) と各観測日成果の差を表したものである。

Ⅲ 地図作成

1 作成方法と手順

- ① CAD は AutoCAD LT2002 を使用する。
- ② ラムベルト正角円錐図法を採用し、標準緯線を北緯 36°00' $\phi_1 = 48°00'$ $\phi_2 = 24°00'$ 中央経線を東経 139°00' にとり、経緯度単位で管理した各電子基準点を順次プロットする。
- ③ マイクロソフト エンカルタ 百科地球儀 2000 か

ら海岸線の経・緯度を読み取り上記②にプロットすることで地図の輪郭とする。

- ④ 電子基準点の位置から真北方向を X 軸とした平面直角座標系を上記②に貼り付け、基準日成果を極座標原点として、基準日の成果と日々の成果の差 ($\Delta x, \Delta y$) を同一縮尺で拡大プロットする。基準日とは位置変位を他の電子基準点と比較するために特定させる日のことを言う。

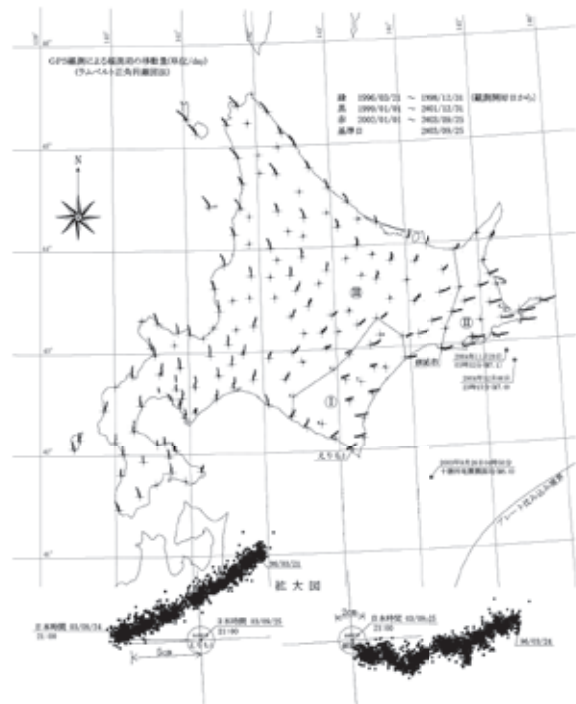
- ⑤ 経年変位の流れを調べるため、観測日で管理し、知りたい期間を区切って色を付ける。

この作業を全電子基準点に対し繰り返す。ここでは北海道地域 (168 電子基準点) に限定する。

2 地図から読み取れるもの

[図 1] に GPS 観測開始 (1996/03/21) から十勝沖地震発生前 (2003/09/25) までを描画した。

電子基準点位置は毎日 ± 1cm を超えない範囲で変位しながら、大きな地殻変動を受ける前の状態を



[図 1] 電子基準点観測開始から十勝沖地震発生前日までの電子基準点位置の変化と経年変化

[表 3] 十勝沖地震発生前後の時系列



表し、北海道全体がプレート沈み込み境界に沿った形で、ある方向へゆっくり進んでいるように見える。これに観測日を単位に色付けし描画をすれば、その期間の変位方向と速さがわかる。

【えりも 1】で約 1.5cm / 年の速さである。毎日の変位が半径 1 cm の円の中にあると想定すれば、03/09/24 と 03/09/25 の観測結果に異常な変位が認められ、特に震源地に近い、電子基準点【えりも 1】940019・【えりも 2】960532・【広尾】940015・【大樹 2】970793 では 5cm を超えるものであった。この現象が何に起因するかを考察するため、十勝沖地震発生前後の日本時間と GPS 観測時間の時系列を [表 3] に示した。

十勝沖地震発生 7 時間 50 分前にあたる日本時間 25 日 21 時の GPS 観測結果と日本時間 24 日 21 時の GPS 観測結果において電子基準点位置に明らかな変位が確認できる。それは地震発生前に現れた地殻変位で大いに興味深いものであった。予想しえなかったとはいえデータが示すこの結果には非常に驚いた。

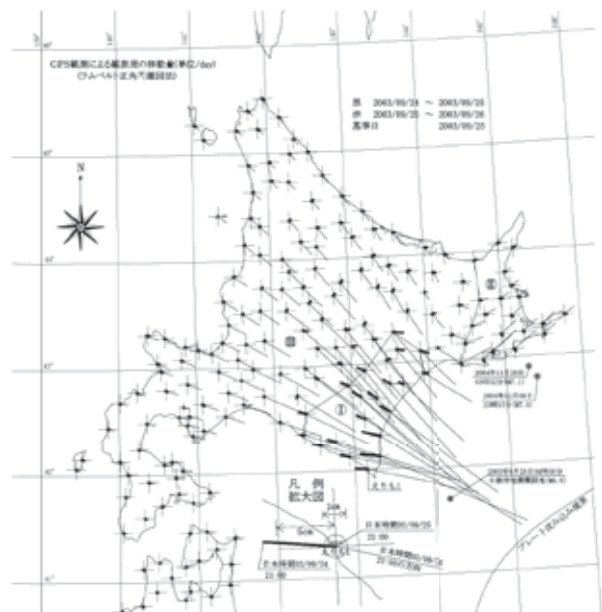
[図 2] に 03/09/24・03/09/25・03/09/26 の 3 日間について、地震発生前後における電子基準点位置の変位を図示し、その変位方向・量で地域を分類した。9 月 25 日を電子基準点の原点とし、赤が 24 日から 25 日の変位方向と距離。黒が 25 日から地震発生後 26 日の変位方向と距離を表す。

分類すると I は地震発生前に変位があり地震発生後に震源地方向へ変位した地域。II は地震発生前に変位がなく地震発生後に震源地と反対方向へ変位した地域。III は地震発生前に変位がなく地震発生後に震源地方向へ変位した地域となる。この相対的変位が I と II・II と III の地域間で電子基準点間の歪みとして残り、その後の地震を誘発したと思われる。観測データの信頼性は [図 2] から視覚的に判断して、震源地を中心に釧路・根室を基点に反時計回り

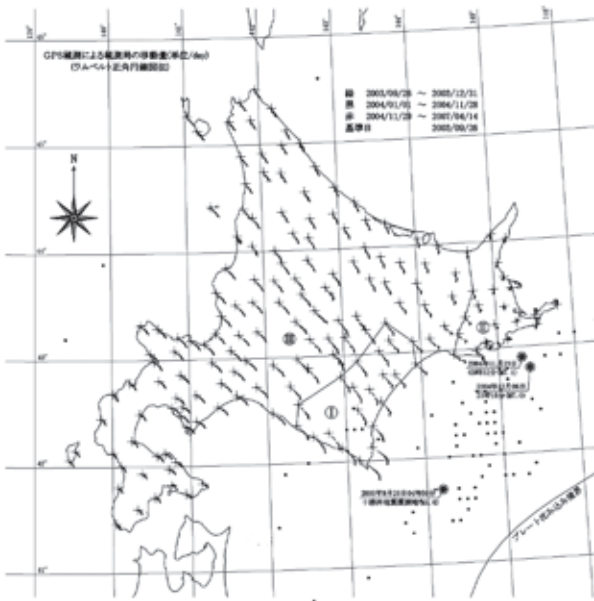
に地形変位し、帯広から静内にかけて変位量を増し震源地に引き込まれるような動きに見える。これは地震が起きる前段階の系統だった地形変位に見え、データ異常は考えにくいと判断できる。地震による水平変位量は【えりも 1】で約 59 cm、【えりも 2】で約 83 cm に及んだ。さらに地殻変位は継続する。

[図 3] では十勝沖地震発生後から現在までの経年変化を示す。地震による地殻変動量を無視し、北海道全域を地震発生後の 03 年 9 月 26 日から現在までを大きく 3 つの時期に分けて、緑・黒・赤と色分けし、主に 04 年 11 月 29 日 (M7.1) と同 12 月 6 日 (M7.0) の電子基準点位置の変位に与える影響を図示した。この傾向を詳細に観察するため次の [図 4] に拡大図を示す。

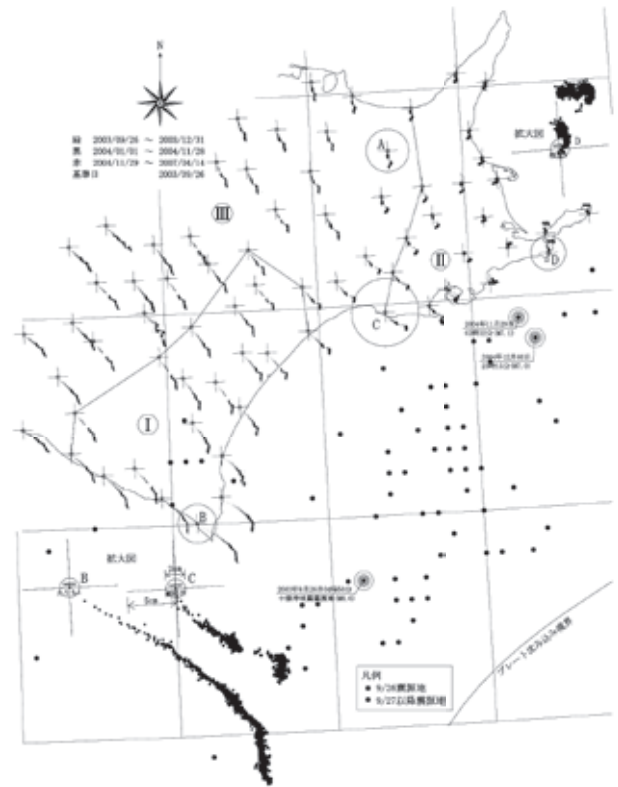
[図 4] から日々の電子基準点位置の軌跡は地殻変動が継続する間、直線化 (点線) の傾向を示し、平常時は幅約 1cm で進む。また何らかの地殻変動によ



[図 2] 変位による分類



【図3】十勝沖地震発生後から現在までの経年変化



【図4】【図3】の拡大図

て、進行方向を変えるか、位置が飛ぶことが分かる。II地域の一部は9月26日の地殻変動で震源地と反対方向へ電子基準点位置が変位し、かつ歪みを持ったまま電子基準点位置の変位方向がI地域と概ね一致している(【釧路市】940010・【標茶2】020881・【標茶】960515・【中標津2】020870・【釧路町】960531)。このことからII地域内でも歪みが増加したことになる。II地域とIII地域の境界付近の電子基準点【北海道清里】970784付近(A)では04年4月27日以降6月30日まで規模の小さな地震が26回発生したと気象庁から報告されている。M5.0以上の震源地を9月26日(青)・9月27日以降を(緑)でプロットしてみると、IとIIの中間地帯の海域に多く見受けられ、II地域の海域では前述したようにM7.0クラスの地震が2回発生した。M7.0クラスの地震発生から07年4月14日までを赤で描画してみると電子基準点位置の変位が地震発生後からプレート沈み込み境界に沿って進み始めた。

IV おわりに

GEONETにより蓄積されたデータを活用する中で、十勝沖地震発生前に地殻変位があったことを示す観測データ(03年9月25日)が見つかったことは驚きであった。その日のデータだけが他の要因に起因したものなのか、それとも地震の「前兆」を

示すものなのか、そのことについて私自身まだ検証しきれていない。

最後にこの発表機会を与えていただいた日本土地家屋調査士会連合会に対し深く謝意を表する。

文 献

- ・飯村友三郎・中根勝見・箱岩英一(1998):公共測量教程 TS・GPSによる基準点測量
- ・国土地理院(2001):測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル
- ・国土地理院(2003):ダイナミックな測地基準点体系の実現に向けて、国土地理院技術協議会 基準点体系分科会(III)報告書 2003年(平成15年)5月
- ・国土地理院(2004):小特集 電子基準点1200点の全国整備について 国土地理院時報2004 No.103
- ・国土地理院(2004):小特集I 平成15年(2003年)十勝沖地震に対する測地部の取り組み, 国土地理院時報2004 No.105
- ・小坂和夫(1982):教程 地図編集と投影
- ・飛田幹男(2002):世界測地系と座標変換

登記情報をネットで入手してみませんか



日調連特定認証局運営委員会委員 堀越義幸

みなさんは登記情報の調査をどのように行っていますか。「ネットで閲覧できることは知っているけど。地図（公図）の調査をする必要があるから、法務局へ行かなければならないし、手数料もあまり差がないから、法務局で調べるよ。」

たしかに地積測量図の閲覧や旧公図の調査などを考えると、法務局に足を運ぶ必要がありそうです。

では表題部の内容や所有者確認などの登記情報はどのように確認されていますか。登記事項証明書の請求でしょうか。それとも登記事項要約書でしょうか。ただ登記事項要約書では情報が乏しく、合筆などの事案では再調査が必要になる場合があります。

せっかくですから、ネットを活用してみませんか。4月より手数料も値下げになっています。ネットで登記情報を入手する方法は、以下のとおり2つの方法があります。

●オンライン申請システムを利用した登記事項証明書の請求

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji71.html#03>

乙号送付請求とよばれるもので、甲号のオンライン申請と同様のプログラムを利用します。そのためオンライン申請が可能な状態にパソコンの設定を整える必要があります。但し、甲号申請とは異なり、電子証明書は不要です。

必要なソフトは全て無料でダウンロードできます。連合会や法務局が作成配布したCDを利用して構いませんが、その際にはソフトのバージョンに注意してください。

証明書オンライン請求における手数料は、登記印紙を郵送等で納付することは認められていません。必ずインターネットバンキング等の国庫金電子納付システムで納付する必要があります。具体的にはPay-easy（ペイジー）などが利用されています。

皆さんが取引されている金融機関がこれに対応しているかどうか、そして利用料などはネットでも調査することもできます。

国庫金電子納付システム

<https://www.mof-ac.go.jp/reps/info.jsp>

ペイジー

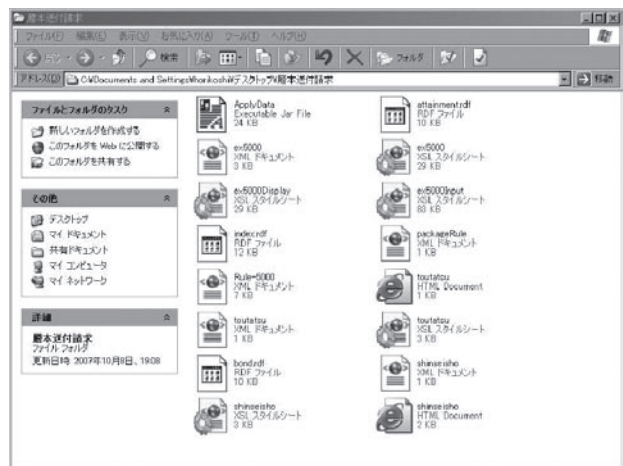
http://www.pay-easy.jp/payeasy_facilities/financial.htm

オンラインで申請後、法務局側で入金を確認され次第、郵送にて発送しているようです。そのため同一市内などでは翌日に到着する場合があります。

普通郵送料金は手数料に含まれますが、書留又は速達によって請求される場合には、実費相当の加算が必要となります。

- (1) 登記事項証明書…10枚につき 1通 700円 (10枚を超えるものについては、700円にその超える枚数5枚までごとに200円を加算した額)
- (2) 印鑑証明書…1通 500円

乙号送付請求申請書は法務省指定のソフトを使うことにより、自動的にXMLで作成されます。法務省オンライン申請システムにおける到達確認などまで行くと、フォルダの中には下図のようなファイルが作成されます。



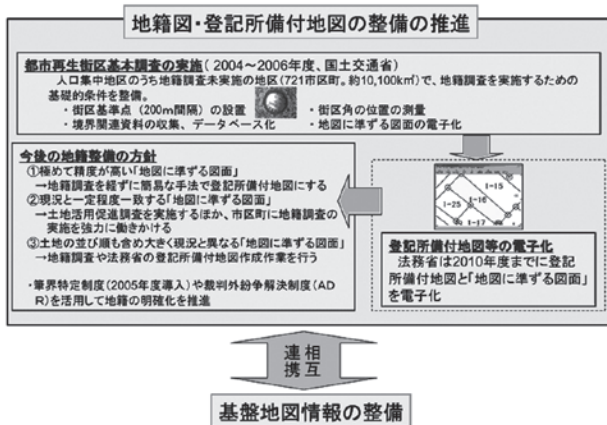
いつ申請した、どの案件のものなのかを管理するためには、フォルダの名称などを整理するのが便利でしょう。

本格的な「甲号事件」のオンライン申請が始まる前に、「乙号事件」で、データの整理や管理を練習してみるのも良いかもしれません。

●インターネット登記情報提供サービス

<http://www1.touki.or.jp/>

こちらのサービスをすでに利用されている方は多いかもしれません。本年4月より閲覧した日付も記入されるようになりました。印刷する際に、PDFなどへ変換をしておくと、データで保管することもできます。



国土地理院 GIS アクションプラン 2010 より引用

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 4 条第 1 項の業務を行う者（指定法人）である財団法人民事法務協会が提供しているサービスです。地図情報システムが導入された「指定庁」では、地図や地積測量図などの図面関係も閲覧できるようになりました。

- (1) 不動産の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所のみに関する情報（所有者情報）
1 件につき 170 円
- (2) 動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている登記情報
1 件につき 440 円
- (3) 地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図が記録されたファイルに記録されている情報（地図情報システムが導入されている登記所）
1 件につき 470 円
- (4) (1) から (3) まで以外の登記情報
1 件につき 480 円

〈インターネット登記情報提供サービスの初期費用並びに支払方法〉

登録費用 個人…300 円 法人…740 円

決済方法 個人…クレジットカード

法人…銀行預金口座からの引き落とし

なお、証明書交付等事務（乙号事務）は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）の成立を受け、民間競争入札が予定されていますので、今後取り扱いが変更となることも考えられます。

<http://www5.cao.go.jp/kanmin/kaisai/2007/626/626.html>

登記情報のデータ化は急速に進んでいます。

平成 19 年 8 月に発表された電子政府推進計画（改定）によりますと、2008 年 1 月までに、オンライン申請が可能な登記所を全国の 9 割程度以上まで拡大することを目指す、とされています。登記情報システムの見直し、最適化も予定されています。

http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI51/pub_minji51.html

他省庁との連携という側面でも、地図の電子化は急速に進んでいます。

ネットで登記情報を入手できるようになれば、次の段階ではネットを利用しての情報の伝達です。

みなさんは図面情報をどのような形で依頼人に提供していますか。

図面データのコピーは容易です。紙図面のカラーコピーより格段に簡単にできます。作成した図面などのコピーの一人歩きを心配される方も多いかと思いますが、電子データ化された図面でも同様な問題が発生します。まして図面データのコピーには「原本」、「写し」という考えは希薄になります。

ここで有効な手段となるのが、電子署名です。

xml、tiff、pdf などの形式の図面や文書には、電子署名が可能です。電子署名をすることにより改変や改竄などの対策が可能となります。

そのため、法務省オンライン申請システムで提出可能な添付情報とされているものも、下記のとおり電子署名が可能な形式のものばかりです。

電子証明書には複数の種類があります。民間取引にしか利用できない電子証明書もあります。公的個人認証の電子証明書のように対官公庁だけに用途が限定されているものもあります。

しかし、土地家屋調査士の電子証明書は、オンライン申請のみならず民間との取引にも利用できるものです。

まずは、土地家屋調査士 IC カードの取得です。そのうえで、電子署名・電子証明書の仕組みを理解し、そして資格者としてその活用例を広くアピールする時代がきています。



ご利用方法

提出可能な添付ファイル情報

オンライン申請システムに提出可能な添付ファイルについては、以下のとおりです。なお、申請する手続により、提出可能な添付ファイルが異なりますので、ご注意ください。

● 不動産登記関係手続

ファイルの種類	拡張子
電子署名付きPDFファイル	pdf
外字イメージファイル（ビットマップ形式）	bmp
【土地所在図等を添付ファイル情報とする場合】 図面署名ファイル＋図面XMLファイル 図面署名ファイル＋図面TIFFファイル	xml tif
電子公文書 （法務省または他府省から発行された電子署名付きの公文書）	

※なお、土地所在図等を添付ファイル情報とする場合の詳細については、「不動産登記規則」第70条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji01.htm>）を参照願います。

法務省ホームページより引用

※本文中における各 URL は、平成 19 年 10 月時点のものです。

広報最前線

佐賀

○佐賀県の紹介

今年の夏の全国高校野球で「佐賀北高校」が奇跡の逆転劇で初優勝を飾りました。九州の中でも余り目立たない佐賀県を全国にアピールするには、あまりにもセンセーショナルな出来事ではなかったでしょうか。佐賀と言えば「吉野ヶ里遺跡」、「がばいばあちゃん」など有名ですが、面積や人口では日本の都道府県の中では42番に位置するこじんまりとした県です。

我々佐賀会の会員数とは言えば、各調査士会（北海道を1つとすると）の中ではブービー賞をいただける程ですが、全国の同胞の方々に遅れまいと日々努力している状況です。

○広報活動

・無料相談活動

佐賀県会の行う無料相談活動で、最も頻度が高いのは多久市におけるそれです。毎月行われているこの無料登記相談会には、市内に事務所を置く司法書士と土地家屋調査士が合同あたり、当番制で担当しています。また同時に、人権相談や行政相談も実施されていて、市民に気軽に利用してもらうイベントとして定着しつつあります。相談時間は午前10時から午後3時までで毎月市報に掲載してお知らせしています。仕事に結

びつくケースは多くはありませんが、広報活動の一環として「土地家屋調査士」の知名度アップにつながっているものと思われます。

・祭りやロードレースなどのイベントへの参加

約10年近く活動を継続しているのが、鳥栖市や基山町におけるイベントへの協力&アピールです。中でも最も力を入れているのが鳥栖市における夏祭り「まつり鳥栖」への参加です。この祭りは30年以上継続されているもので、パレードや歩行者天国、1000人を超える市民総おどり、などが行われていて、最近では「YOSAKOI」おどりが活発で、遠方から参加されるチームが年々増えつつあります。

この祭りの中で、佐賀県土地家屋調査士会（鳥栖支部）はその看板をでかかど掲げ、日頃目立たない地味なメンバーが、この日だけはハッピーやそろいのTシャツであるやしいテキ屋のオヤジへと変身するのです。調査士をアピールするピラやウチワを無料で配る者、焼きそばを焼く者、かき氷を作る者、クジや玩具で子どもを呼び込む者、ビールを売る者、ビールで酔う者、いろいろあります。他の商売人に混じりながらも、利益を追求せず、あくまで広報活動に徹しています。よって売り物の値段も安く、毎年お馴染みのお客さんやファンがいて、調査士軍団の変わった一面を



まつり鳥栖の様子

印象づけているようです。

また、冬の出番は鳥栖市と基山町でそれぞれ開催されている「ロードレース大会」です。ランナーとして参加するわけではありません。年齢的に走れそうな人員がほとんどいない、と言った方がよいでしょう。我が調査士軍団は、地区や教育委員会から拝借してきたテントを立て、またまた調査士会の大きな看板を掲げ、選手や観客に少しでも暖まっていただこうとしょうが湯やレモンティーを無料配布するのです。調査士会の昇り旗を立てる者、看板設置にいそしむ者、大量のお湯を沸かす者、粉を溶かしてかき混ぜる者、味見する者、お代わりする者、いろいろあります。1000人近い人数分の飲み物をさばいた年もあります。この活動も回数を重ねるたびに地域の方々から好評を博しており、イベントへの参加者も徐々に、しかしながら確実に増えつつあり、広報活動として知名度アップを果たしているのです。



鳥栖ロードレースの様子



基山ロードレースの様子

・ホームページ

佐賀会は広報活動予算が乏しい状況であり、ホームページを外注することはできません。故に必然的に会員がその制作の全てに携わり、手作りの匂いが漂うほのぼのとしたページを公開している次第です。先の祭りやロードレースの状況は随時ネット上に公開しており、最近では写真のみならず動画を公開して臨場感や雰囲気伝えようと試みています。

また、他の会に見られない特徴として、一制作員の趣味の延長として始まった「調査士の便利な道具の紹介」のコーナーが評価を得ています。このコーナーは調査士が現場や内業で使う道具で、一風変わった物、あるとちょっと便利な物、にスポットを当て、実際の使用感や長所短所を実物の写真を交えて紹介しながら、実用的な面から採点していく連載物です。

例えば第一回の「レーザー距離計」では、レーザー光線による距離測定器の詳細について2001年6月に公開しました。当時はまだ

この機械を知る人もそう多くはなく、「使ってみたくれど実用に耐えうるのかどうか疑問だ。」という声に答えようと企画したものでした。この類の製品については、その後にも2回ほど新商品のレポートを行い、使い勝手や改良して欲しい要望などを連載して、利用者のみならずメーカーへの意見発信も同時に行ったつもりです。

また、「倍速巻き尺&草払い用大鎌」や「ピンポールミラーの気泡管の調整方法」などの現場向けの小技、「仕事におけるデジタルカメラの活用」や「スキャナ」「カラーレーザーコピーシステム」といったデジタル機器の利用紹介なども行ってきました。調査士の必須道具であるトータルステーションについては「ワマン測量機」「各社のトータルステーションを比較してみる」というユニークな企画を行い、独自性を出すように工夫を凝らしました。

これらの記事の読者ターゲットとして、登記や測量に関わりの薄い一般の方にも興味を持っていただくことを念頭に置いて連載を続けました。しかしながら、現実的にはやはり調査士やその

補助者の方からの反響が一番多かったように思われます。中には、他県からご自慢の道具や自作のソフトを売り込んでこられる方もいらっしゃって、改めてホームページの意外な情報発信力に気付かされました。

○広報活動の今後

佐賀会は会員数や予算の関係上、「他県会に負けない広報活動を！」と意気込んでも、やや無理があるようです。しかし、他県会に学ぶべきところは非常に多い。

無料相談により相談者を待つ姿勢から、大学や高校への出張講座や出前授業といった積極姿勢の活動は、人的影響力がより大きいし、調査士の社会貢献について再認識させられるものではないかと思われます。新聞やラジオ、テレビなどのメディアによる情報発信は、やはり相当な影響力を持っているであろうことは周知の事実です。

これらの活動を地道ながらも連続と続けておられる他県会の皆様に頭の下がる思いを抱き、今後佐賀会も佐賀北高校のようにキラリと光る広報活動を目指して努力を重ねていきます。

佐賀県土地家屋調査士会
広報部長 寺崎 修一



ホームページ



長崎の教会群と キリスト教関連遺産

長崎県土地家屋調査士会

すぎやま すえつぐ
杉山 未嗣

わが国におけるキリスト教は、1549年のフランシスコ・ザビエルによる布教以来、西日本で急速に広まっていった。特に1570年、ポルトガル貿易港として開かれた長崎にはイエズス会の本部が置かれ、日本におけるキリスト教布教の重要な拠点となった。

市内外には数多くの教会が建てられ、「日本の小ローマ」と呼ばれるほどキリスト教文化が栄えた。また、キリシタン大名の名代として1582年に長崎から船出した天正遣欧少年使節は、教皇への謁見を果たし、日本におけるキリスト教の進展と定着をヨーロッパに知らしめた。

しかし、全国統一を目指す豊臣秀吉は、「伴天連追放令」を発して、長崎を直接支配し、1597年には、宣教師やキリシタン26人を処刑した（26聖人殉教事件）。続く徳川幕府が発した禁教令によって、長崎にあった教会群もすべて破壊された。仏教への改宗が強制され、転宗しない信者には厳しい迫害が加えられ、島原の乱後は、さらにキリスト教への弾圧が徹底された。こうした歴史の痕跡は現在も残存し、キリスト教関連史跡等として保存・継承されている。

1641年鎖国の完成によりローマ教皇庁では日本のキリスト教は根絶したと考えられたが、教会もなく神父もいない中で信徒たちは地下組織をつくりあげ、洗礼やオラショを伝承し、また人里離れた

浦々や島々に移り住み、潜伏してキリシタンの信仰を守り続けてきた。開国を機に、1864年、長崎の南山手居留地に、プチジャン神父らにより26聖人に捧げられた大浦天主堂が建てられた。献堂式から1ヶ月後、浦上の信徒数名が訪れ、神父に信仰を告白した。いわゆる「信徒発見」である。250年の潜伏を経ての信徒復活の知らせは、宗教史上の奇跡として世界中を巡り、大きな衝撃と感動を与えた。

長崎港外の島々や、外海、五島、平戸、天草などに潜んでいた信徒たちも次々と神父の指導の下に入った。しかし、明治維新政府は、幕府の禁教政策を引き継ぎ、浦上信徒総流配などを断行し、迫害は外海、五島の島々にまで及んだ。信仰の自由が黙認されたのは、1873年の禁教の高札撤廃後のことであった。

こうした長い弾圧の歴史を経たのちに建てられた教会群は、長崎県を中心とした北西九州地方に極めて濃密な分布を示す。特に、信徒数で全国の約15%を占め、現在もキリスト教の中心地である長崎では、原爆の被爆後に再建された浦上天主堂（大司教座教会）を頂点にして、教会数は約130堂を数える。

国宝・大浦天主堂をはじめとする歴史的遺構として、教会群とその関連遺産は、次のような顕著な価値を有し、似て日本近代の歴史文化の典型像を示している。

①長崎の教会群とその関連遺産は、世界史に類を見ない長期の潜伏からの劇的な信仰の復活という歴史性を背景にして、抑圧からの解放と教会への復帰の喜びという崇高な精神性を象徴している。また辺りで狭隘な場所に点在する概して小規模な教会は、信徒たちが弾圧を避けて潜伏し、連綿として信仰を継承してきたその地区に建てられており、彼らが貧しい暮らしにもかかわらず自らの財産と労力を捧げ、信仰の証として造り上げたことを如実に物語っている。

②教会群と関連遺産は、一部国立公園などに指定された地域の特徴ある自然地形との緊密な関係のもと、島々の入江地や海に面した高台斜面などに農漁業を生業として造り上げた集落景観と一体となり、長期の潜伏からの復活という高い精神性を背景とした地域住民の生活と精神の拠り所として、優れた文化的景観を形成している。

③長崎の教会群は、広義には当時、世界的な潮流であったゴシック・リバイバル期に属するが、西洋の様式技法をもたらしした外国人神父の指導と鉄川与助など日本人大工棟梁の伝統技術に基づく創意工夫によって建設されたため、そこには西洋と東洋の建築文化が見事に融合した実に多様な展開と高い造形意匠の達成を見ることができる。また内

部装飾に樅の模様を取り入れるなど地方的特色もあり、この意味では世界的に珍しい独特な構造物群遺産となっている。

文化資産リスト

各資産別に説明します。

- 1. 大浦天主堂（国宝）：長崎市**
現存する日本最古の教会建築で、フランス人のフェーレ、プチジャン神父の指導により、南山手外国人居留地に建立された。1864年の竣工、1879年改築。日本26聖人に捧げられた教会堂で、当時フランス寺とも呼ばれ、劇的な信徒発見の舞台となった。
- 2. 旧羅典神学校（国指定重要文化財）：長崎市**
禁教の高札撤廃を契機として日本人神父養成のために設立された神学校で、建築はド・ロ神父が担当し、1875年に完成した。木骨煉瓦造という堅牢な工法が採用され、ド・ロ神父の建築技術への造詣の深さがうかがえる。
- 3. 黒島天主堂（国指定重要文化財）：佐世保市**
フランス人のマルマン神父の指導により建築された外壁煉瓦造、内部3層構成の本格的な教会堂で1902年に完成。祭壇の床に有田焼のタイルを貼るなど地方的な特色も有する。
- 4. 旧五輪教会堂（国指定重要文化財）：五島市**
1881年に建築された単層屋根構成の小規模な教会堂で、内部意匠はゴシック風であるが、建物本体は和風建築である。導入期の教会堂建築の特徴を顕著に示す、貴重な建築物である。

- 5. 青砂ヶ浦天主堂（国指定重要文化財）：新上五島町**
鉄川与助の設計・施工による煉瓦造の教会堂で1910年に竣工。日本人設計者による初期の教会堂であるが、重層屋根構成は本格的で、後の煉瓦造教会堂の構造・意匠の起点となった。
- 6. 頭ヶ島天主堂（国指定重要文化財）：新上五島町**
鉄川与助の設計・施工による重厚なロマネスク調の教会堂で1919年に竣工。西日本では唯一の石造の教会堂で、内部の造形も斬新で意欲的な構成となっている。司祭館、門柱など境内地も指定に含まれる。入江に面した小集落の奥に位置し、景観的にも優れている。
- 7. 田平天主堂（国指定重要文化財）：平戸市**
正面に八角形のドームを頂く鐘塔を付けた重層構成の教会堂である。鉄川与助の設計・施工により1917年に竣工。鉄川の煉瓦造教会としては最後のもので、意匠にも優れている。瀬戸を見下ろす高台に建ち、墓地など周辺の歴史的環境もよく保存されている。
- 8. 旧出津救助院（国指定重要文化財）：長崎市**
ド・ロ神父によって1879年に創設された授産施設のうち、授産場、マカロニ工場、鱈網工場である。ヨーロッパと日本の折衷的な工法で建築され、地元でド・ロ壁と呼ばれる独特の練り石積み技術が用いられ、敷地内の石塀、石垣などが一体として保存されている。
- 9. 出津教会（県指定有形文化財）：長崎市**
ド・ロ神父の設計・指導による教会で1882年に完成。1909年

に鐘楼などが増築され現状となった。地区の強風を考慮した低平な外観と内部空間が特徴である。創建から増築まで一貫してド・ロ神父が関与した教会である。

- 10. 大野教会（県指定有形文化財）：長崎市**
ド・ロ神父の設計・指導により、大野地区26戸のために作られた出津教会の巡回教会で、1893年に完成。小規模ながらド・ロ壁を構造主体とした大変珍しく、雅趣とローカル色に富んだ教会である。
- 11. 堂崎教会（県指定有形文化財）：五島市**
ペルー神父の指導により、地元大工・野原某が建設したゴシック風の煉瓦造教会堂で、1907年に竣工。かつては、五島における布教の中核で、他の同型のモデルとなった。日本26聖人に捧げられた教会である。
- 12. 旧野首教会（県指定有形文化財）：小値賀町**
鉄川与助の設計・施工による教会堂で1908年に竣工。鉄川にとっては最初の煉瓦造教会堂で、日本人大工による煉瓦造の技術過程を示す点でも貴重である。改築箇所もなく原形はほぼ完全に保たれている。
- 13. 江上教会（県指定有形文化財）：五島市**
鉄川与助の設計・施工による木造の教会堂で、1917年に竣工。小規模ながら重層屋根構成とするなど建物内外の造形は完成度が高く、鉄川の木造の代表作とみなされる。周辺の集落景観も往時の姿をよくとどめている。
- 14. 宝亀教会（県指定有形文化財）：平戸市**
マタラ神父の指導のもと、柄本庄一が大工棟梁を務めて1899

年に竣工した木造・正面煉瓦造の教会堂である。木造から煉瓦造への過渡期の姿を示し、平戸に現存する教会としては最も古いものである。

15. 原城跡（国指定史跡）：南島原市

有馬氏の出城で、1637年に起こった島原の乱において、一揆軍約3万7千人が籠城し、全滅した。発掘調査で、数多くの人骨と十字架、メダイが出土するとともに、乱後の徹底的な破壊が判明している。

16. 吉利支丹墓碑（国指定史跡）：南島原市

ポルトガルから伝来しローマ式墓と呼ばれたカマボコ形の石製墓碑で、背面に花十字紋を施す。碑文はポルトガル式綴字法のローマ字で「フィリ作右衛門ディオゴ」の名がみえ、1610年に没したことが判明する。キリシタン墓碑は信仰の分布、キリシタン文化の普及を示す実証資料として貴重である。

17. 日野江城跡（国指定史跡）：南島原市

有馬氏の居城で、発掘調査により階段、石垣が確認されている。城下には、有馬セミナリオがあり、天正少年使節もラテン語や日本語、音楽を学んだ。長崎の町に並ぶキリシタン文化が栄えた地として記録が多く残る。現在、保存管理、整備事業に着手している。

18. 日本二十六聖人殉教地（県指定史跡）：長崎市

豊臣秀吉の命によって捕えられたフランシスコ会宣教師、イエズス会員、日本人キリシタンの計26人が1597年に処刑された殉教地で、日本の偽政者によるキリシタン弾圧の最初の殉

教地である。1862年、ローマ教皇は26人の殉教者を聖人に列し、100年後の1962年には一帯が記念館として整備された。国際的宗教史跡として知られている。

19. ド・ロ神父遺跡（県指定史跡）：長崎市

ド・ロ神父によって1879年に創設された明治初期の授産・福祉施設という他に例を見ない貴重な遺跡である。遺跡地内には、国指定の旧出津救助院の他に、薬局、製粉工場、倉庫、塀などが残り、西洋建築技術受容と明治初期の先駆的社会福祉事業の一端を知るうえでも重要である。

20. サント・ドミンゴ教会跡（未指定）：長崎市

1609年に長崎代官の村山等安が寄進した土地につくられたドミニコ会の教会で、建物は薩摩を追放されたモラーレス神父が移築したものであった。徳川幕府による禁教令発令後の1614年に破壊された。このたび跡地に建つ小学校の改築にともない、地下遺構が発掘され展示施設として整備された。キリシタン最盛期の教会跡として日本唯一のもので貴重である。



大浦天主堂

以上、長崎の教会群とキリスト教関連資産について述べてきましたが、私もカトリック信徒として、幼少の頃より前述の黒島教会でのミサに預かっておりました。内陣のこうもり天井、束ね柱などの造形は、子供心にも素晴らしいものだと思って眺めていたものです。建物外壁のレンガの一部は黒島の信徒が焼いたものを使用したと聞かされております。

西洋と日本の融合した建築物としても、大変貴重で興味深いものだと思います。

長崎にはこのようなキリシタン文化を今に伝える数多くの遺構が、信仰とともに生き続けています。

今、当地の教会群は世界遺産の候補となっております。ザビエルから始まったキリスト教の歴史と遺構を世界遺産として次代へ引き継いでいく事ができればと切に願っております。

※参考・引用文献

- ・「世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書」
- ・「旅する長崎学」



黒島天主堂（内部）



黒島天主堂（外観）

会長 レポート

9月16日～10月15日

Report

9月18日

登記基準点及び都市再生街区基準点についての打ち合わせ

平成地籍整備事業により平成16～18年度に実施された都市再生街区基本調査として高密度に配点された基準点（都市再生街区基準点）の維持管理について、市区町からの管理に関する問い合わせ（民間委託を含め）等もあることから関係役員・委員に集まっていただき今後の対応などについて協議した。また、懸案となっている登記基準点の活用策についても意見交換した。

この日は別途、街区基準点等に関する全公連と日調連の打ち合わせ会も開催。

20日

近畿ブロック協議会・各会正副会長会議

大阪会の会館で近畿ブロック協議会（安井和男会長）の各会正副会長会議が開催され、藤木・山田の各常任理事、田坂監事と共に出席。連合会の会務の現状報告を求められ、街区基準点のこと、登記基準点の制度化への動き、オンライン申請促進のためのサポート体制、規制改革の取組みのことなどを説明させていただいた。

この日、大阪会の設置する境界問題相談センターについて、ADR法に基づく法務大臣の認証手続の一環として行われた法務省司法法制部の担当者による現地調査が行われ、無事終了したとの報告があった。

21日

塩崎恭久議員との打ち合わせ会／総務部会・業務部会

午前、瀬口専務理事ほかと自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事長の塩崎恭久・衆議院議員（前内閣官房長官）と面会、当面の連合会の取組みなどを説明させていただいたほか、議員連盟総会の日程などについても打ち合わせをさせていただいた。

午後からは開催中の総務部会と業務部会に出席し、議論を拝聴。最近、どの部も活発且つ前向きな議論の中で会務運営がなされていることに、当たり前のこととはいえ、意を強くしている。

22日

南 芳明先生黄綬褒章受章お祝いの集い

春の褒章に際し、黄綬褒章を受章された南 芳明・元富山県土地家屋調査士会会長の受章祝賀会が富山駅近くの富山第一ホテルで開催され、招待いただいた。藤澤徹・富山会長を委員長とする実行委員会が開催。南氏は、昭和29年に調査士事務所を開設以来50余年の長きに亘り現役調査士として業務されてきたほか、昭和46年に役員に就任以来平成5年に会長職を辞されるまで実に22年間も富山会を支えてこられた長老会員。同席の中部ブロック協議会の各会長さん方と一緒に祝いさせていただいた。

25日

第1回研究所会議

新しいメンバーで初めてとなる日調連研究所の会議を開催。昨年京都で開催の国際地籍シンポジウムにおける「京都地籍宣言」の具現への取組みを中心に今後の方針などを確認した。

会議終了後、山田社会事業部長、瀬口専務と会務打ち合わせ。

26日

法務省・中央測量講習に出講

ここ数年、表示に関する登記の充実のための施策のシンボルともなっている法務省・中央測量講習に出講し、土地家屋調査士の業務を中心とした土地境界の問題についてお話させていただいている。この日は小平市にある国土建設学院を会場に、登記の現場を離れて春から合宿で受講している全国の法務局職員の皆さんに、新しく創設された筆界特定制度や民間ADRとしての境界問題相談センターの状況を織り込みながら、土地家屋調査士の現場実務、表示登記にける私の想いなどをお話させていただいた。

夕刻 連合会に戻り、翌日から始まる全国会長会議についての打ち合わせ。

27日

全国会長会議 第1日

例年より2ヶ月早いこの日から全国会長会議を飯田

橋のホテル・メトロポリタンエドモントを会場に開催。先の総会でのご意見などを伺っている中で、会務運営の早い時期から全国の会長の皆さんにも連合会の事業執行の状況をお知らせして、ご意見を頂きながら会務を執行していくプロセスがとても重要であると感じたことから日程を調整した。

私からは最近の調査士の制度と業務を取り巻く環境についてお話をさせていただいたほか、各副会長・部長からも事業執行の状況や各事業についての考え方などをお話をさせていただいた。また、後半では法務省民事第二課から前田幸保・補佐官、横山 亘・不動産登記第二係長を講師に迎え、『民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について』を大テーマに法務省の地図行政の方向性、表示に関する登記の分野における課題などについて説明を頂いた。

28日

全国会長会議 第2日

早朝からは國吉業務部長による『登記基準点の基本三角点等への位置づけについて』と題した報告の後、昨日の法務省担当者に続いてこの日は国土交通省・土地水資源局国土調査課の吉岡崇治課長補佐を講師に国土審議会に置かれた地籍調査促進検討小委員会（日調連からも委員を派遣）の中間とりまとめについて、小委員会設置のいきさつから取りまとめ文書の内容についてまで、詳細な説明を頂いた。

後半の意見交換会では多くの会長からご意見を戴き、双方向での議論の意義と会務を執行する者の責務の重さを改めて感じた。

午後、永年ご厚誼戴いた全法務省労働組合（全法務）の富田克英副委員長が退任の挨拶に来訪された。富田氏とは全法務の研修会などに私が出席させていただいたときのほか、日調連の総会や新年賀詞交歓会には岩波委員長とご一緒に富田氏ご自身が欠かさずご出席いただいております。折々に意見交換をさせていただいた。この日は新任の八重倉忠氏とご一緒だったので、日調連と全法務は今後とも登記事務がより充実するよう連携していくことを確認させていただいた。

29日

都市的土地利用研究会（代表・藤井俊二創価大学大学院教授）の定例研究会が銀座のビルで開催さ

れたので会員として出席、勉強させていただく。

夕刻の新幹線で神戸へ。私も事務局委員を務める阪神・淡路まちづくり支援機構が現地案内役となって、仙台弁護士会の松尾良風弁護士（元日弁連副会長）を団長とする専門家の被災地支援団体の皆さんが神戸の震災の被災地や防災センターを視察された。現地視察の案内には間に合わなかったが、近くのレストランで開かれた懇談会に出席させていただく。松尾先生はADRへの取組みを初め、日弁連と日調連の交渉ごとでは随分お世話になった方でもある。

30日

近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会前夜祭

今年の近畿ブロック協議会ゴルフ大会は滋賀会が当番会ということで、滋賀県草津市のホテルで前夜祭が開催された。ご当地のフルート奏者（といっても世界的に活動されている方々とのこと）の皆さんで結成されている『湖笛の会』の「琵琶湖周航の歌」などの名演奏を楽しむ。

10月1日

近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会（本番）

名門ジャパンエースゴルフ倶楽部で愉快的メンバーの皆さんと秋の一日を楽しんだ。

3日

法務省・国土交通省訪問／常任理事会（第1日）

午前 法務省に倉吉 敬・民事局長、小川秀樹民事第二課長を、国土交通省に石川佳市国土調査課長をそれぞれお訪ねし、先日の全国会長会議における講師派遣等のお礼を兼ねた挨拶と懇談をさせていただいた。

連合会事務局に戻った後、正副会長会議を開催。

午後 常任理事会を開催し、先の全国会長会議に於ける要検討事項、当面の会務執行について協議。

4日

常任理事会（第2日）／日調連データセンター・日調連技術センター合同会議

午前 常任理事会で予定されていた諸議題の終了後、近く開催予定の議員連盟・懇話会の国会議員先生方との会議に備え、政策要望書などを全員で

協議・作成

午後 今年度新設した日調連データセンター（センター長・國吉正和業務部長兼任）と日調連技術センター（センター長・坂元 均委員）の合同会議を開催。今期の連合会事業執行に当たってのスローガンでもある会員の基礎体力の向上と将来展望を拓く礎の一つとして、また街区基準点や登記基準点の取扱等を始めデータの集積・発信分野、技術開発・研鑽分野の充実が喫緊の課題ともなっていることから今期新設した部門。共通のテーマや課題も少なくないことからこの日は合同会議とした。会議構成員の皆さんからは建設的な意見が多く出され、両センター新設の意義を改めて確認した。

10日

自民党オンライン登記PT会議

早朝 8時から自由民主党の政務調査会・司法制度調査会に置かれた登記オンラインプロジェクトチーム会議（杉浦正健座長、河野太郎事務局長）の第3回となる会議に出席。当日は前回までの会議で、主として司法書士サイドから問題提起された登記識別情報方式の改善策などについて法務省の取組みの報告などがあった。出席議員からはオンライン申請が進まない現状に鑑みて制度全体を抜本的に見直す必要があるのではないかとの意見も出された。午後 研修部会、登記基準点PT会議、広報部会にそれぞれ陪席させていただく。広報部では『未登記建物解消キャンペーン』のチラシ作りに参画。

11日

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会議

自民党の議員連盟会議が永田町の自民党会館で開催され連合会役員、井上会長はじめ政治連盟役員、鈴木会長ほか全公連役員と共に出席。議員連盟からは山崎拓顧問、保岡興冶会長、太田誠一副会長、塩崎恭久幹事長、世耕弘成事務局長ほか現職議員30余名のご出席を頂いた。席上、連合会からは、地籍の整備やオンライン申請促進のために調査士の専門性の一層の活用、規制改革関係、筆界特定制度や地図作りのための予算の充実などを要望させていただく。また『未登記建物解消キャンペーン』についても紹介させていただいた。

12日

法務委員会／江田三郎没後30年、誕生100年を記念する集い

午後から翌13日午前まで開催の法務委員会に出席。委員長に井畑正敏委員（大阪会）を指名させていただいた。今年から連合会法律顧問にご就任いただいた清水規廣弁護士（元日弁連副会長）にも委員としてご出席いただきご議論を頂いた。夕刻から都内のホテルで開催された『江田三郎没後30年、誕生100年を記念する集い』に瀬口専務理事と一緒に出席。在りし日の江田三郎氏を偲ぶスライド上映の後、菅直人議員（民主党代表代行）、江田五月議員（参議院議長）ほかの皆さんによる江田三郎氏の言行と現代の政治情勢を対比させたシンポジウムは興味深いものだった。

13日

板東慧さん『出版と神戸市文化賞受賞』記念の集い

平成15年施行の改正調査士法により、報酬の基準に関する規定を会則事項とすることが廃止されたことに伴って、依頼者の利便のために報酬額についてのアンケートをとってその結果をホームページ等で公表することが義務付けられて4年。今年もアンケート調査の年だが、その一部始終をご指導いただいているのが経済学者で統計学の権威でもいらっしゃる経済学博士・板東慧大阪産業大学教授である。板東博士の研究分野は多岐にわたり、行動範囲もものすごく広い。この日は現地を丹念に調査して上梓した近著『アジア共同体と日本——激動の中の展望』（日本評論社）の出版と先に受章した神戸市文化賞の受章お祝いの会が井戸敏三・兵庫県知事ほか、各会の著名な方を発起人に開催された。招待いただき博士と旧知の藤本政和さん、神前泰幸さんと一緒に出席し、お祝いさせていただいた。

福島会

「今に続く条里制 —古代国家の土地の境界—」

いわき支部 鈴木 裕



『会報ふくしま』第52号

昭和63年、圃場整備事業が行われるため、いわき市四倉町戸田地区で遺跡の発掘調査が実施されました。同地区は古代の農村計画である条里地割が、色濃く残っていることで知られ、この発掘によってその姿が明らかになりました。

班田収受法に基づく条里地割は、古代中国の周によって整備された、井田制に起源を求めることができます。日本で行われた条里制は、水田耕地を東西南北六町(654m)ごとに縦と横に区切り、東西の広がりや「条」南北を「里」と呼びました。

さらに方六町を一町(109m)四方で区切り、一町四方(60歩×60歩)を長地型(60歩×6歩)あるいは半折型(30歩×12歩)で割って一筆としていました。またその区画割りに沿って道路や水路が作られていました。

「福島の歴史地理研究」(鈴木貞夫著・いわき地理学会発行)によれば、いわき市内では勿来から久ノ浜まで、25地区にわたって条里地割の痕跡が見られたとしています。鈴木さんは県歴史資料館所蔵の地籍図や空中写真を駆使し、さらに現地を歩き回って条里地割と考えられる場所を特定。条里地割が現代の町並みや耕作地に引継がれ、形作っていることを実証しました。

さて、四倉町戸田地区の発掘では、現在の耕作面から1m下に条里制の田圃が発見されました。大きな畦畔の中に小畦畔で区画され

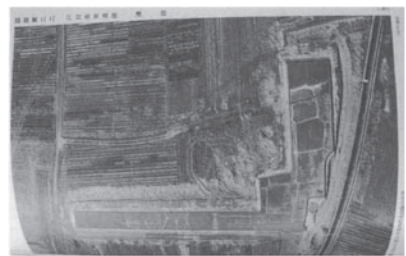
た水田(一辺10m前後)が28枚見つかったのです。現代の大畦畔がおおむね古代の条里制のそれを踏襲していることも明らかになりました。

確認された遺構は平安時代のものでしたが、さらにその下には古墳時代や弥生時代の水田も見られたということです。つまり、場所によってはわれわれの祖先は、同じ所でずっと生きてきたこととなります。今に残されている地名からも、そのことが伺えます。一町田や五反町、京里町など枚挙に暇がありません。

写真①は四倉町戸田の発掘された水田跡です。逆L字型に見えるのが発掘された場所。白く正方形のように見えるラインが条里地割です。写真②は6号国道常磐バイパス工事のため、平中山で発掘したときのものです。同様に白く見えるのが条里地割です。いわき市内での発掘はこの2例しかないということです。

ところで、私たちの仕事の対象である土地の境界は、明治期の初めに地租改正によって創設されました。地租改正が実施されたことにより、それまで排他性や処分権のなかった土地が、一個の物として権利の客体となって私有されました。そしてそのことが、今日の資本主義発展の礎となったことは、言うまでもありません。

このとき土地台帳付属地図である公図が作成されましたが、地租



写真① 報告書「戸田条里遺跡」から



写真② 報告書「中山館跡Ⅱ区」から

改正事業の指南書である「地所処分仮規則」には、道路や水路の幅員について記されています。第4章道路堤塘処分ノ事第3条には「道路堤塘ハ各地凡ソ定マリタル幅員アルベシ若シ耕地ヨリ其幅員内ヲ犯シ…」とあって、道路などの幅員は昔から決まっているのだということを行っています。つまりここで、昔からの慣習を受継いだことを宣言しているのです。

井田制では周礼により道水路の幅員が決められていたそうです。それによると水田の大きさによって3尺、6尺、9尺、12尺の道水路や河川が割り振られていたようです。日本の条里制でも踏襲され、慣習法によって継承されて今日に至っています。ある意味において土地の境界は古代国家から連続してつながっています。古代国家の条里制は、私たちの扱う土地の境界の原点といえるのではないのでしょうか。

(写真や資料の提供など、いわき市教育文化事業団の猪狩忠雄、高島好一両氏のご協力をいただきました)

三重会

「広場「心の居場所」

自分の居場所は音楽、何か楽器を演奏したい…。」

津支部 阪倉 征途



『三重会会報』第60号

飛行機が那覇空港に到着し、ボーディングブリッジに一步足を踏み出したとたん、なま暖かく湿気をたっぷりと含んだ空気がまるでパワーッと音を立てるかのようになわたしを取り囲む。その時ああ帰ってきた、と心が安らぎます。三重で生まれ生活してきたのに、なぜか沖縄の空気がぴったりとくるのです。

ここに居れば落ち着く、これをしていれば安心できる、これを食べれば元気が出ると言うような、人はそれぞれ自分の心の居場所を持っているものです。

2004年の正月。残された人生のほうが確実に少なくなってきた。トライアスロンで毎日走り回っているけど、本当にやりたい事が他に有るのではないの、と自問自答するわたしがいました。

物心つく前からバイオリンを弾いていました。その後色々楽器は変わりましたが、学生時代は音楽が生きがいでした。

そうだ自分の居場所は音楽、何か楽器を演奏したい。バイオリン？チェロ？いやピアノしかない。(なぜピアノしか無いのか、詳細は長くなるので省略)

という訳でピアノを弾いています。

先生について個人レッスンも受けます。一生懸命練習すれば1年もあれば何とかなる、と根拠も無くたかをくくって毎日練習に励んだのですが、ピアノは難しかった。楽譜を読むのは何のストレスも無い、でも右手に注意すると左手が

バラバラ、勿論その逆も。凄まじい集中力を要求され精神的に疲れ果て、1時間連続で練習することが出来ない。そんな苦勞と戦いながら頑張るのですがいっこうに明かりが見えてきません。1年目は惨めなものでした。自信を持っていただけにショックも大きい。亡羊の嘆。

考えても見てください、バスケットボールを片手でやすやすと掴んでしまうような大きな手、長い指を持った西欧人が作り出した楽器です。手の小さい我々には物理的に無理があるのです。それを驚異的努力と才能でおぎなう世界最高峰に君臨しているのが日本のピアニスト達です。

2年目、思い切ってグランドピアノを買いました、これが大成功。キーのタッチ、音、響き、全てがアップライトとは異なります。難しさに変わりはないけれど練習がぐっと楽しくなりました。そして月日と共に2時間、3時間と練習できる時間も延びていきます。

ところが又問題が出てきました。楽譜どおりに弾いているのに自分の知っているその曲とは似ても似つかないのです。いろんな試行錯誤を重ね先生にも相談しやっと原因が解りました。今までわたしが演奏してきた楽器は音を出す事そのものが難しく、きれいな音を出す事に精力を注がなくてはならなかったのです。ところがピアノは叩けば音がでます。でもそれは文字どおり音であって音楽ではありません、汚い音をいくら並べ

てもそれは音楽になってくれません。キータッチがまずく音楽的な良い音が出ていなかったのです。先生はいつも注意していましたが、楽譜を追う事に気をとられそこまで余裕がなかったようです。

紆余曲折にもめげる事無く練習あるのみ。3年半が過ぎ少しは上達したかなと思えるようになってきました。皆さんがこの原稿を読まれる頃には終わっていますが、7月に発表会があります、今それにむけて猛練習中です。なんとベートーベンの作曲、ピアノソナタ第14番嬰ハ短調 作品27の2 難しそうな曲でしょう。わたしが弾くのは第一楽章だけですけどね。それにしても今まではレコード(CD)で聞くしかなかった世界遺産とも言えるべき名曲を、僅かとは言え自分なりに解釈も加えながら演奏できるなんて信じられない、それだけで興奮してしまいます。

このペースで5,6年も練習すれば何とかなるかもしれない、残された人生をピアニストとして生きて行きたい。

調査士会会長さん、来年の総会にはアトラクションとしてピアノ演奏をプログラムに入れませんか？

何年か後には退会届を出してプロに成っているかも知れません。そうすると只では聞けませんよ。

香川会

「牟礼の石とホヤの味」

通信員 近江 太郎



『会報かがわ』第353号

瀬戸内の海は美しいと思う。それは、北の、しかも日本海側で生まれ育った私の素直な感想だ。冬のまるで墨を流し込んだかのような海は、暗くて、しじゅう荒れている。瀬戸内の晴れた日の海は素敵な色をしている。だからここへ来て、あの海ではない、この海を感じながら住めることを嬉しく思った。海の中にそっと人差し指を沈めれば、その染まり具合は随分違ったものになるに違いない、と思われるほどだ。

でも、こちらに住んでいる人に、この海のことを話しても「そうですかあ」なんて言われてしまうことが意外に多い。謙遜だろうか。ただこの素晴らしい風景も、この土地で生活している人々にとっては、四六時中呼吸している空気のように、意識することの少ない、当たり前のものであるのかもしれない。美味しい水も、苦い水の味を知らなければ、そのありがたさを実感することもないだろうし。

四国の地で、三陸のホヤの味を知っている人は少ないと思う。でも一度でも口にすることがあるのなら、それはきっと忘れがたいものであるはずだ。口中に広がる潮の香りは、まるで海そのものを味あわせてもらったかのような気分になさせてくれる。ざわざわと身の内の野生がざわつく。だったら海に行ってコップに一杯掬って飲めばいいじゃないかと言われそうだが、やはりそうではない。違うのだ。

自然のものが、ただ自然な形である限りはアートにはならない。

食物も人の手が入れられた時、文字どおりアートとなる。すし、天婦羅みなしかりだ。

ミモカという名の喫茶室が、丸亀の猪熊美術館の3階にあって、そこへ行くと、コーヒーを飲みながら、ガラス越しにイサムスタイルの石を眺めることができる。イサムノグチの片腕であった牟礼の石工である和泉さんの手になるもので、猪熊さんに贈られたものなのだそう。

とはいえ、ここで頂くコーヒーには潮の香りが混じる。いやそのように思われるだけなのだが、その原因はそのイサムスタイルの石からは確実に運ばれてくるスパイスにあった。それはやはりあのホヤの咽喉をくすぐる戻り香と同種のものである。

牟礼にあるイサムのアトリエは、今は美術館となっていて、予約をとれば見学することが可能だ。もっとも、庭先に設置されたイサムの作品を遠巻きに眺めるだけでいいのなら、いつでも眺めることはできる。ただし、高台のお墓に近づくのは危険です。見当をつけて登って行ったら、いきなり警報機がなりだした。写真で見たイサムのその石のお墓を、ただ見てみたかっただけなのですが、管理されている方のご苦労に思いが及ばず反省しきりです。

石にわずかばかりの手を入れる。線をいれ、あるいは剥ぎ取る。一部分だけがイサムの鑿で造形されていて、それによって自然のほとんどがあるがままの存在がきわ

だつ。そういうことが目指されているらしい。それはまさしく「あんな小さな音の響きの中に全世界の響きをとらえようとする」行為なのだろう。

「この石が存在しそれが生成されたという偶然の出来事のなかに見出される力がこの石の迫力である。その歴史はドリルの孔、自然な姿、肌合いのなかにそのまま残っている。われわれは、そのまま残された元のままの姿に立ち合っている。」(イサムノグチ) テレビでのことだが、数ヶ月前にリアンタイムスという歌手の声を聴くことができた。私も含めて、日本人には苦手とする人が多いカントリー系らしいのだが、その歌声からはやはり潮の香りやホーミーからうけるような大地の臭いが感じられた。知らず知らずと考えられた世界にしがみついていたのだろう、そのまるでネイティブアメリカンが発していればさもあらんといったような声に、ふと我を取り戻した。五感を通路とする世界に棲んでいるはずなのに、その通路が時として修復を必要としている時もある。自然の姿を肌で感じながらたまにはコーヒーなどいかがですか？

奈良会

「各部だより 広報部」

広報部長 下高谷 彰良



『会報なら』第203号

8月20日近畿ブロックでの広報部会が開催されました。

本年度の近畿ブロックでの活動計画は

- (1) 土地家屋調査士制度の対外的PRについての方法と取り組み方の研究として教育機関、自治体等への寄付講座の開催
- (2) 各会広報部の情報の共有に関する研究と実施
メールを利用しての各会との情報交換
広報関連ツールの共有に関する研究
となります。

寄付講座については、現在は大

阪会で関西大学、近畿大学において、京都会では京都産業大学において実施されており、受講者数も多く人気講座となっています。寄付講座は大学における奨学を目的として民間等からの寄付（講師料、交通費の負担）を有効に活用し、教育研究の豊富化、活性化を図る産学連携の事業で、法律を学ぶ学生として不動産登記法、表示登記、境界問題等は大学の授業では触れる機会がない知識を習得できると人気があります。

講師は全て、大阪会、京都会の土地家屋調査士が行っており大学の前期課程の14講座を提供し、考査も実施する正規の授業となります。

寄付講座においては、学生さん

に対して土地家屋調査士を知ってもらう機会であり、また将来の職業選択の一つとしてのPRと、大学、教授、学者、各政治家、官に対しても土地家屋調査士が教壇に立つことでの社会的信用を高め、知名度をアップし土地家屋調査士、土地家屋調査士制度が全てに認識されると考えています。

近プロ広報部会では、今後各会正副会長会議への提案も行い、先には関西の私大はじめ、国公立大での講座も視野に、近畿を源として全国に発信して行くことを検討する事、講師陣の確保も課題とし意見が統一されました。

また、当日はインターンシップの5名の学生さん(近畿大生2名、京都産業大生3名)の開講式が大阪会で行われました。

2週間大阪会、京都会、滋賀会の受入れ先の事務所において、土地家屋調査士の仕事、社会人としての勉強が行われます。受講される学生さんは志も高く、熱心に説明を聞いておられました。

LOOK NOW

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会が開催される。

平成19年10月11日、自由民主党本部会館において、土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会が開催された。先の参議院選挙の結果、衆参ねじれ現象が生じたことを受けて、予断を許さない政治情勢の中、平成20年度に向けた表示に関する登記制度に係る、政策整備及びその予算拡充について話し合いがもたれた。

開会前、野田聖子議員がエレベーターから姿を現すと、案内係を務めていた、中部ブロック出身の大星正嗣日本土地家屋調査士会連合会副会長が声を掛け、同議員の名刺をねだると同議員から笑顔がはじけるなど、和やかな中にも、どこか緊張感の漂ううちに総会は、始まった。

総会は、同連盟顧問山崎拓議員、同連盟会長保岡興治議員をはじめ、同副会長太田誠一議員、同幹事長塩崎恭久議員、同事務局長世耕弘成議員ほか多数、日本土地家屋調査士会連合会から、松岡直武連合会会長はじめ、下川健策副会長、横山一夫副会長、瀬口潤二専務理事、竹谷喜文常務理事ほか5名、全国土地家屋調査士政治連盟から、井上孝三郎会長ほか

1名の出席を得て開催された。また、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会から、鈴木洋美会長ほか1名、法務省民事二課から小林秀樹課長ほか3名のオブザーバー出席があった。

世耕弘成事務局長の司会で議事が進行し、保岡興二連盟会長、山崎拓連盟顧問、塩崎恭久連盟幹事長の挨拶があった。各氏の挨拶に一樣に共通していたのは、衆参両院のねじれ現象を念頭に置いた厳しい政治情勢の認識と、国家施策における、表示に関する登記制度の重要性、地図の整備の必要性の強調であった。続いて、松岡直武日調連会長、井上孝三郎全調政連会長が挨拶に立ち、議員各氏の主張に共感することが表明され、総じて、厳しい雰囲気が漂っていたが、松岡日調連会長が、最近の議員の建物表示登記未了の問題に触れ、日本土地家屋調査士会は、表示登記の専門家として「未登記表示登記キャンペーン」を推進することを検討していると発言すると、席上の各議員からは爆笑が上がる場面もあった。

続いて、下川健策日調連副会長、横山一夫副会長、瀬口潤二専務理事から平成20年度地図整備及び土地家屋調査士制度にかかる日調連の要望について説明がなされた。予算拡充について



は、登記所備付新規地図作成、地図混乱地域対策経費、筆界特定制度実施経費の拡充の3項目、また、政策要望については、国土有効利用と国民の不動産の権利の保全・安全の観点から、一般地籍事業及び「民活と各省連携による地籍整備」への土地家屋調査士の専門知識の活用、オンライン申請制度の利活用の促進策、専門資格職能の業務範囲の維持、土地家屋調査士法人の人的設立要件の緩和の4項目の提言がなされた。これを受け、保岡興治連盟会長が議長を務め、出席議員からの質問を促し、また、日調連側からの補足説明、さらに、オブザーバー参加の法務省民事二課の参考意見を聴取するなど、活発な議論・意見交換が交わされ、濃密な議員連盟総会の1時間は、盛会裏に幕を閉じた。

ブロック新人研修開催公告

平成19年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

九州ブロック協議会

記

開催日時

平成20年 2月 9日(土) 午後1時 開始
平成20年 2月11日(月) 正午 終了

開催場所

大分県別府市石垣東10-1-20
「ホテル サンバリー」
電話 0977-26-6555

申込手続

受付期間

平成19年12月3日(月)～平成20年1月4日(金)

申込先 所属調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会会員。なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

北海道ブロック協議会

記

開催日時

平成20年2月14日(木) 午後1時 開始
平成20年2月16日(土) 午後4時 終了

開催場所

北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地
晴ればれビル8階
「札幌土地家屋調査士会会議室」

電話 011-271-4593

申込手続

受付期間

平成19年12月3日(月)～平成19年12月25日(火)

申込先 所属調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会会員。なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

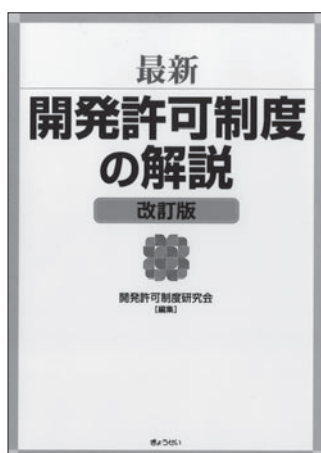


土地家屋調査士の本棚

最新

開発許可制度の解説 改訂版

編集／開発許可制度研究会



A5判 456頁
定価(税込) 4,500円
頒布価格(税・送料込) 4,200円
発刊元：(株)ぎょうせい
発刊日：2007年9月

内 容

都市計画法に基づく開発許可制度の内容や申請の手続きを逐条解説。
今回版は、平成19年11月30日完全施行となる「まちづくり三法」の改正や、「開発許可運用指針」の改正に対応している。病院、福祉施設、学校、庁舎などの公共施設への開発許可対象の拡大など、開発許可担当者にとって必須の内容が追加されている。

〈主要目次〉

第一編 序論

第一章・開発許可制度創設の背景とその変遷

第二章・国会における審議の状況

第三章・開発許可制度の改正経緯

第四章・開発許可制度と地方分権

第二編 開発許可制度の解説

第一章・開発許可制度の逐条解説

第二章・都市計画法施行法(抄)解説

第三編 参考資料

申 込 先

(株)ぎょうせい 東京支社 営業課 大木松文
〒162-8541 東京都新宿区東五軒町1-2 電話 03-3269-2239 FAX 03-3268-1368

申 込 方 法

申 込：購入をご希望の方は《①書籍名②送付先③氏名④電話番号⑤「土地家屋調査士」
を読んだ》と明記の上、直接出版社へ郵送かFAXでお申込ください。
送 付：出版社から直接送付されます。(送料は出版社負担)
支 払：納品時に同封された振込用紙をご利用ください。
お問合せ：書籍の内容、発送等に関しては直接出版社へお問合せください。
締 切：特になし



土地家屋調査士の本棚

法学検定試験問題集 4級(2007年)

法学検定試験委員会編

内容

本年 11 月 18 日 (日) 実施予定の法学検定試験 4 級受験のための必携問題集。法学入門・憲法・民法・刑法等基本法の基礎知識を測る。本書は第 1 回・第 2 回土地家屋調査士特別研修に係る必読・参考図書に指定されておりました。

特別研修の開始に先立ち事前学習の資としてお役立て下さい。



A5判 374 ページ
定価(税込) 2,100 円
頒布価格(税・送料込) 2,000 円
発刊元：株式会社商事法務
発行日：平成 19 年 3 月 22 日



A5判 552 ページ (3級一般コース)
各コース共通・定価(税込) 2,625 円
各コース共通・頒布価格(税・送料込) 2,500 円
発刊元：株式会社商事法務
発行日：平成 19 年 4 月 19 日

法学検定試験問題集 3級一般コース・3級司法コース・ 3級行政コース・3級企業コース (2007年)

法学検定試験委員会編

内容

本年 11 月 18 日 (日) 実施予定の法学検定試験 3 級受験のための必携問題集。法学一般・憲法・民法・刑法等多くの大学法学部において必修とされている基礎科目について最低限必要な法学の知識と理解力を測る。第 1 回・第 2 回土地家屋調査士特別研修に係る必読・参考図書に指定されておりました法学検定試験問題集 4 級をより深く理解するために。

申込方法

申 込：購入をご希望の方は《①書籍名②送付先③氏名④電話番号⑤『「土地家屋調査士」を読んだ』と明記の上、直接出版社へ郵送か FAX でお申込ください。

申 込 先：株式会社商事法務 営業部 (担当：塚原)
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3 丁目 9 番 10 号
電話番号 03-5614-5643 FAX 03-3664-8844

送 付：出版社から直接送付されます (送料は出版社負担)

支 払：納品時に同封された振込用紙をご利用ください。

お問合せ：書籍の内容、発送等に関しては直接出版社へお問合せください。

締 切：平成 20 年 2 月 29 日 (金) (到着分)

9月
18日

平成地籍整備対応 PT

<協議事項>

1. 地図・地籍に関する総合プロジェクトについて
2. 平成地籍整備の都市部における効率的な地籍整備手法に関する調査検討について
3. その他

20～21日

第3回総務部会

<協議議題>

1. 平成19年度第1回全国会長会議への総務部提出資料について
2. 平成19年度第1回全国会長会議の運営について
3. 調査士会の自律機能確立の指導・支援について
4. 役員選任規則の改正について
5. 連合会業務執行体制の検討について
6. 各種委員会の運営に関する事項について
7. 連合会諸規程集の作成について
8. その他

21～22日

第2回業務部会

<協議事項>

1. 業務実態調査アンケートについて
2. 業務部所管の委員会の開催について
3. 登記基準点評価委員会について
4. その他

25日

第1回研究所会議

<協議事項>

1. 今年度の研究所事業計画について
2. その他

27～28日

第1回全国会長会議

1. 開会の辞
2. 連合会長挨拶
3. 報告事項
 - (1) 「土地家屋調査士倫理の確立について」
 - (2) 「登記オンライン申請の環境整備について」
 - (3) その他報告
4. 説明会「地籍と地図への取組みについて」
テーマ：「民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について」
法務省 民事局民事第二課 担当者説明
5. 報告事項
登記基準点の基本三角点等への位置づけについて
登記基準点評価委員会の組成について
6. 説明会「地籍と地図への取組みについて」
テーマ：「民活と各省連携による地籍整備の推進の今後の方向性について」
国土交通省 土地・水資源局国土調査課 担当者説明
7. 意見交換会
8. 連絡事項
9. 閉会の辞

10月
3日

第5回正副会長会議（第5回常任理事会の対応）

3～4日

第5回常任理事会

<協議事項>

1. ブロック担当委会同について
2. 不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関するアンケートについて
3. 街区基準点に関するアンケートについて
4. 業務実態調査アンケートについて
5. 第3回土地家屋調査士特別研修における基礎研修録画収録の契約について
6. 連合会報の広告について
7. 第2次筆界特定制度対応 PT の組成について
8. 日調連 ADR センター担当者会同（仮称）の開催及び日調連 ADR センターの運用等について
9. 「土地家屋調査士の業務と制度」の改訂について
10. その他

4～5日

日調連データセンター及び日調連技術センター合同会議

<協議事項>

1. 日調連データセンター及び日調連技術センターの取り組みについて
2. その他

9日

第3回広報部編集会議（電子会議）

<協議事項>

1. 広報ツール「土地家屋調査士パンフレット」及び「未登記建物解消リーフレット」の検討
2. 会報について
3. 雑誌広告掲載の検討
4. その他
5. 次回会議の日程について

10日

登記基準点第2次 PT 会議

<協議議題>

日本土地家屋調査士会連合会・登記基準点評価委員会について

10～11日

第3回土地家屋調査士特別研修第3回運営委員会

<協議事項>

1. 第2回の仮決算について
2. 第3回の実施計画について
3. 第4回に使用する教材Ⅱの作成について
4. 受講者宛送付物の確認について
5. その他

12～13日

第1回法務委員会

<議題>

1. 土地家屋調査士倫理規範について
2. その他

13日

新公益法人法及び整備法 PT 会議

<協議事項>

1. 公益3法の施行を見据えた日調連としての対応について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成19年9月3日付
東京 7454 小野寺宏輔 神奈川 2777 石川 雅子
神奈川 2778 小川 尚志 埼玉 2394 関根 靖
埼玉 2395 高松 正一 新潟 2135 丸田 嘉夫
新潟 2136 山田 義信 新潟 2137 酒井 大介
京都 784 上茶谷拓平 京都 785 秋田 朋徳
兵庫 2304 田中 明 愛知 2645 石塚 朗
愛知 2646 加塚 政彦 三重 838 青木 信行
岐阜 1175 橋場 初久 広島 1784 竹田 昭正
沖縄 460 糸洲 朝光
平成19年9月10日付
大阪 3003 小田 靖 大阪 3004 丸山 潤司
大阪 3005 稲井 和彦 京都 786 築山 正人
兵庫 2305 岸田 智樹 石川 631 家本 義明
岡山 1319 三宅 章
平成19年9月20日付
東京 7455 永嶋 良城 大阪 3006 山崎 章夫
大阪 3007 中村 嘉雄 和歌山 399 榎 雅弘
愛知 2648 河合 洋典 愛知 2649 水野 公一

登録取消し者は次のとおりです。

平成19年6月1日付 岡山 1206 古川 博章
平成19年7月21日付 熊本 755 杉本 正人
平成19年7月30日付 福岡 673 秋山 武央
平成19年8月7日付 福井 284 大橋 剛
平成19年8月8日付
東京 1879 吉田 一乗 埼玉 2246 関口健太郎
広島 1524 白岩哲司朗
平成19年8月15日付 京都 246 吉田 忠芳
平成19年8月17日付 新潟 703 平松 勲
平成19年8月28日付 岡山 1071 山本 方平
平成19年9月3日付
愛知 1249 工藤市兵衛 鹿児島 580 勝目 巖
札幌 480 平岡 信夫
平成19年9月10日付
東京 6450 鈴木 則雄 東京 7349 河村 邦男
神奈川 930 平井 茂 神奈川 1248 知坂 一彦
長野 340 田中 淳 兵庫 1730 中島 勝行
福岡 1981 曾川 泰三 秋田 444 伊藤 利雄
平成19年9月20日付
東京 4015 塩山 卯三郎 東京 5950 濱島 勲
東京 7031 小林 貞三 東京 7041 佐野 茂
埼玉 858 赤熊 康任 埼玉 1416 杉崎 勝美
千葉 910 石倉 万生 新潟 1788 古川 稔
新潟 1949 安達 良英 大阪 1056 中野 博夫
兵庫 2170 吉田 眞二 広島 1059 佐々木俊夫
山口 182 原野 友一 山口 838 小山 末男
熊本 50 福島 庸匡 福島 188 佐久間登志雄
札幌 912 岡村 俊徳

公益法人制度改革について

本年9月7日付け官報号外第205号をもって、次の政令及び府令が公布されました。

なお、施行期日は、平成20年12月1日と定められました。

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令（二七五）
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（二七六）
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（二七七）
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（内閣府六八）
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（同六九）

平成19年度各ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会開催状況について

本年度のブロック協議会総会は、今後開催が予定されている協議会も含め、次の通りです。

ブロック	開催日	開催地
中部	平成19年6月22日	福井県
北海道	平成19年7月20日	函館
近畿	平成19年9月21日	兵庫県
中国	平成19年9月28日	山口県
九州	平成19年9月28日	大分県
四国	平成19年9月28～29日	徳島県
東北	平成19年10月9～10日	岩手県
関東	平成19年10月27日	埼玉県

地籍調査事業の推進に対する研修会について

都市部における地図整備の遅れに対応するため、平成15年6月に開催された都市再生本部の会合において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が示され、国土交通省では、地籍調査事業の推進を図るため、「都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）」等により官民境界の調査を行っております。

この地籍調査事業に関し、公嘱協会がどのような形で協力が可能か考えていただくため、地籍調査に実績のある公嘱協会役員が講師となり、各ブロック協議会単位で研修会を開催することとしています。

なお、開催が決定しているブロック協議会は、次のとおりです。

開催日	開催ブロック協議会
9月29日	中部ブロック
10月9日	東北ブロック
10月26日	北海道ブロック
10月28日	関東ブロック

会務報告～前号以降

- 7月4日 第19回塩崎恭久と明日を語る会 in 東京
- 7月5日 農林水産省中央研修会講演 [オリンピックセンター]
- 7月5～6日 第2回正副会長会議
- 7月6日 役員就任挨拶
- 7月6日 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会 定時総会
- 7月13日 日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会総会 [福島会担当]
- 7月20日 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会 (函館)
- 7月26日 三者 (東京協会・東京会・全公連) 打合せ
- 7月30日 第1回業務・研修担当打合せ
- 7月30日 古屋圭司政経フォーラム
- 7月30日 三者 (日調連・全調政連・全公連) 打合せ
- 7月30～31日 第3回正副会長会議
- 7月31日 法務省との打合せ
関係省庁・顧問挨拶

-
- 7月31日 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への挨拶
- 8月22日 厚生労働省国立病院課と打合せ
- 8月23日 絃友会
- 8月25日 下田名誉会長黄綬祝賀会
- 9月2日 小栗敏昭氏旭日双光章祝賀会
- 9月6日 河村建夫第16回朝食会
- 9月8日 上田桂一郎氏黄綬祝賀会
- 9月12日 第4回正副会長会議
- 9月12日 日調連との打合せ
- 9月18日 日調連との打合せ
- 9月21日 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と打合せ
- 9月21日 近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（兵庫県）
- 9月26日 三井住友海上火災保険株式会社との打合せ
- 9月26日 新公益法人改革準備室に講師依頼
- 9月26日 日調連との打合せ
- 9月27日 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会との協議会
- 9月27～28日 日調連会長会議（説明会のみ）
- 9月27日 福岡市地籍調査視察
- 9月28日 中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（広島県）
- 9月28～29日 九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（大分県）
- 9月28～29日 四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（徳島県）

■ ■ 今後の会議予定

- 10月9～10日 東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（岩手県）、地籍研修会
- 10月12日 公益法人セミナー
- 10月15日 第1回総務・経理・広報担当打合せ
- 10月15日 第2回業務・研修担当打合せ
- 10月16日 第4回理事会
- 10月16日 第2回監査会
- 10月26日 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会地籍研修会
- 10月27～28日 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（埼玉県）、地籍研修会

税制メリットも見逃せない!

自分のために、家族のために

国民年金基金で “ゆとりある老後”の実現を

仕事のことは一所懸命でも、リタイア後のご自身の生活設計は後回しになっていませんか。事業を次の世代に任せた後の楽しみとそれを支える大きな安心は、しっかり準備しておきたいもの。事業主ならではのセカンドライフ資金づくりを、TIM ねんきん研究室室長の原佳奈子さんにお聞きました。

事業のリスクを考えるように 長生きのリスクも考える

——事業承継は事業主の皆さんにとって大きな課題ですが、ご自身のセカンドライフ、とくに老後資金については皆さんどうお考えなのでしょうか？

原 事業主の方とお話しすると、積立などで流動性の高い資金を貯めている方は多いのですが、「これは老後資金」というように目的を持って分けている方は少ないようです。

——事業のことを考えると、ご自身のことは後回しになってしまうのかもしれませんがね。そうした事業主の方が引退後の生活設計を考えるうえでは、何が大切なのですか？

原 事業を営む際に、さまざまなリスクをお考えになるように、長生きに対するリスクも考えるべきです。自営業の方の将来の収入には「働いて得られる収入」と「働かなくても得られる収入」がありますが、働いて得られる収入には病気などのリスクがありますから、働かなくても得られる収入を十分に確保しておくことが大切です。

総務省統計局の家計調査によると、高齢者世帯の生活費は月額約27万円。これに年金給付が始まる65歳（男性）の平均余命約18年を掛ける

と、およそ5800万円の老後資金が必要になり、旅行や趣味を楽しむなら、さらに資金が必要です。老後資金を早く準備することはご自身にとっても大切ですが、引退後のゆとりある生き方は事業を承継されたお子様やご家族の安心にもつながります。

——そこで注目したいのが、個人事業主など第1号被保険者の方だけが「上乗せ年金」として加入できる国民年金基金ですね。

原 はい。図1のように会社員や公務員の年金は老齢基礎年金と、給与天引きで自動的に上積みされる老齢厚生（退職共済）年金の「二階建て」ですが、自営業者は老齢基礎年金だけです。そこに上乗せして「二階建て」にできるのが国民年金基金。口座振替ですから、天引きと同じように自動的に納付できます。

ライフプランに合わせて 自由自在に設計できる

——では国民年金基金には、どのようなメリットがあるのでしょうか。

原 1口あたりの年金額が決まっていますから、ライフプランに合わせた年金額を想定して加入口数を決定できます。計画の立てやすさとともに、将来の

図1 年金の2階建てのしくみ



原 佳奈子（はら かなこ）
社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー（CFP）、1級DCプランナー。上智大学外国語学部卒。社会保険労務士として開業後、(株)TIMコンサルティングに所属。TIM ねんきん研究室室長として、企業や金融機関などの講演、メディア出演、執筆等で活躍中。著書・監修に「絶対必要 定年退職の諸手続き」、「夫婦で読む『年金の本』」(共著)など。

受取額があらかじめわかるのは心強いですね。しかも、最初の1口は終身年金タイプを選ぶことになっていますので、長生きのリスクに備えるという点でも安心です。

——早くから加入するメリットもありますよね。

原 若いうちから始めれば、1口あたりの掛金は少なくなるため、軽い負担で大きな安心を準備できます。しかも掛金は支払期間終了まで同額ですから、毎月の支出の計算を立てやすくなります。また仮に、収入が少なくなっても口数を減らして掛金を抑えることができますし、逆に口数を増やすことも可能です。図2は42歳男性が誕生月にA型に2口加入した場合の、掛金と受給額のシミュレーションです。毎月2万625円の掛金を60歳まで18年間払い込めば、65歳から毎月2万5000円を受け取ることができます。しかも2口とも終身年金のA型なので、長生きすればするほど受取金額が多くなるわけです。

事業主には見逃せない 掛金の全額所得控除

——そうしたプランの立てやすさ、わかりやすさも国民年金基金の大きな魅力なのですね。さらに事業主の方にとって大きなメリットがあるそうですが……。

原 はい。支払った掛金の全額を所得から控除でき

図2 国民年金基金の加入プラン例

42歳の誕生月に、1口目としてA型、2口目もA型に加入された場合(男性)

- 合計年月額：65歳以降25,000円
- 合計月額掛金：20,625円(60歳払込満了)

2口目	国民年金基金【A型】15年間保証付終身年金月額5,000円(月額掛金4,125円)	終身受取
1口目	国民年金基金【A型】15年間保証付終身年金月額20,000円(月額掛金16,500円)	
65歳		80歳

※詳しくはホームページ(<http://www.npfa.or.jp>)をご覧ください。

ることです。仮に上限まで加入したとすると年間の掛金は81万6000円になりますが、この金額をそのまま所得から差し引くことができます。民間の個人年金の控除は年間5万円(住民税は3・5万円)が限度ですから、毎年、確定申告をされている事業主の皆さんにとって、この税制優遇措置は見逃せないと思います。しかも年金を受け取る際も、国民年金基金は公的年金等控除の対象になりますから、さらにおトクというわけです。

——セカンドライフの資金計画が立てやすく、税制優遇措置もある国民年金基金は、まさに事業主のための「上乗せ年金」の決定版なのですね。



国民年金基金でゆとりをプラスしてご夫婦で海外旅行を！

セカンドライフでは、楽しみや生き甲斐といったことも重要なテーマ。セカンドライフの資金計画にそうした楽しみを積極的に加えてみませんか。

ご夫婦で海外旅行に出かけるのに1回あたり60万円の費用がかかると仮定すると、国民年金基金を1人あたり月25,000円受け取ることで、費用をまかなうことができる計算になります(年間受取額=毎月25,000円×12カ月×2人)。リタイア後に海外旅行を毎年楽しむために、ご夫婦で国民年金基金に加入する。そんな、ゆとりの年金を有効活用するスタイルが、これからは増えそうですね。

資料請求・お問い合わせ

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号



0120-145-040

TEL 03-3943-9691

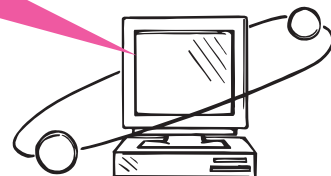
FAX 03-3943-9692

ホームページ <http://www.chosashi-npfa.or.jp>

会員の広場を利活用ください

2003年2月17日から土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2007年10月1日現在で、約6500人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日～1週間程度かかります。

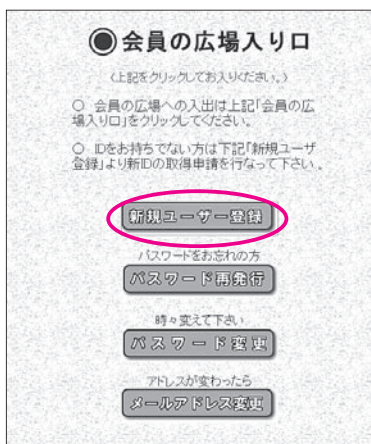


「会員の広場」ID申請方法

連合会 HP のトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>) から
「会員の広場」 をクリック



「新規ユーザー登録」
ボタンをクリック



次のページへ



「申込み」
ボタンをクリック

会員の広場利用規約

下記の規約に同意の上お申し込みください

(目的)
第1条 本規約は、日本土地家屋調査士連合会（以下「管理人」という。）の管理・運営する会員の広場（以下「広場」という。）を、適正且つ安全及び秩序正しく運用することを目的として定める。

(定義)
第2条 本規約において、以下の事項を定義する。
(1) 内部
内部とは、管理人、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会員をいう。
(2) 外部
外部とは、内部以外のことを用いる。
(3) 会員の広場
内部のみが利用できるホームページであり、以下に分類する。

① 会員への各種情報通信ページ
② 会員専用掲示板（以下「掲示板」という。）
会員専用掲示板は、土地家屋調査士間会員における秩序ある情報交換を目的とする。

www.chosashi.or.jp に接続

日調連「会員の広場」申込み

ユーザー名(U):

パスワード(P):

パスワードを記憶する(R)

このまま入力！

- ・ユーザー名：entry（半角）
- ・パスワード：chosashi（半角）

を入力してOK をクリック

◎連合会に申請
申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日～1週間程度かかります。

「会員の広場」利用登録申請

※は入力必須項目です。

*氏名(姓): (全角漢字/例:日調連)

*氏名(名): (全角漢字/例:太郎)

*フリガナ(姓): (全角カナ/例:ニッチョウレン)

*フリガナ(名): (全角カナ/例:タロウ)

*所属会:

*登録番号: (半角数字/4桁)
(4桁未満の方は先頭に「0」を付けて4桁になるようにして下さい。例:34→0034、114→0114 等)

ちようさし俳壇

第270回



文弱の徒 水上陽三

さらさらと血の流れをり曼珠沙華
夕刊の冷やかなりしことをふと
文弱の徒を攻む煙火体育日
秋雨に覚めて余生の一日延ぶ
まづ鼻の通りよくなる金木犀

雑詠 水上陽三選

岐阜 深谷健吾

語部の語り足らざる原爆忌
百八の火床に点火大文字
感声の隣で合掌大文字
白桔梗ひときは高き紋瓦
撫子を摘み来て母へ供へけり

岐阜 堀越貞有

天職はほかにあるかも鉦叩
新蕎麦や割箸割つて蕎麦を待つ
豆台風一筋縄ではいかぬ奴
秋めくも疲れ残りて針治療
何事も丸く収まり九月尽

茨城 島田 操

魯田ひつじだといふ広場あり群雀
孫の手が林檎に届く肩車
目を開けて雨に打たるる捨案山子
せせらぎも静けさの内秋の声
秋空を二つに分けて飛行雲

愛知 清水正明

老いてなほ血潮みなぎる蜻蛉かな
金鯪のためにありたる月今宵
虎溪山永保寺三句
名月を待つや古刹の屋根の反り
名月を浮かべて酔ひぬ心池
しんしんと池の鎖もる月の寺

東京 黒沢利久

遠山へ向ふ雲あり蛇笏の忌
十五夜のひかりの中に入る夫婦
東京の生れ在所の曼珠沙華
秋刀魚焼く父母と弟今は亡し
灯下親し新聞の文字三十万

埼玉 井上晃一

ここからは農振地域豊の秋
布袋草いまは舟道のこのすのみ
残りぬし香のあり後の衣替え

今月の作品から

深谷健吾

百八の火床に点火大文字

京都五山に焚かれる盆の送り火、今年は妙・法・鳥居・舟形・大文字の送り火を、点火に至る経緯など詳しくテレビで放映されたので、私も火床の状態や、点火時の詳細について初めて知ることができた。が火床の数人間が持つという煩惱の数百八であることまでは見逃した。同時作に「感声

の隣で合掌大文字」があるところをみると、単にテレビの放映による見聞ではなく、京都にあつての作なのかも知れない。いずれにせよ敬虔な送り火の行事を臨場感のある作品としている。

堀越貞有

新蕎麦や割箸割つて蕎麦を待つ

蕎麦はふつう春蒔の夏蕎麦と夏蒔の秋蕎麦があるが、新蕎麦は秋蕎麦の蕎麦粉で打つたものをいう。蕎麦通にとっては待ち焦がれる味覚である。蕎麦処において注文してから蕎麦の来るまでの待ち遠しい様子を叙して新蕎麦に対する期待の大きさを物語っている。

島田 操

魯田といふ広場あり群雀

稲を刈り取った後切り株に新たな芽立ちがみられる。天候に恵まれると青々として田植え後の田のように見えることもある。これが魯田で雀にとつては、鳥威の恐れもなく、落ち零れた朶もあつて理想的な遊び場といえよう。強いて言えば説明的な一面もなくはない。

清水正明

老いてなほ血潮みなぎる蜻蛉かな

とんぼは大型の鬼やんまから小さな赤とんぼまでの総称であるが、この句は真っ赤な雄の赤とんぼからの発想で老いて益々旺んな意気込みをうたったものである。

編集後記

◎夜食を食べに入った定食屋のテレビで流されていた画像は、当初 PRIDE かと思った。頭突き、投げ技ありの光景が、WBC 世界フライ級タイトルマッチとは到底考えられなかったからだ。最近のスポーツ界の住人に倫理はないのだろうか?と漠然と考えてみた。マスメディアの面白ければとの視聴率獲得のための報道にも倫理の欠如を感じてしまう。

◎2001年、当時アジア人最高額の32億円でパルマに移籍し、日本サッカー界をリードした元日本代表《司令塔》中田英寿氏(山梨県出身)を久し振りにマスメディアで見たのが、モンゴルサッカー協会主催によるサッカーイベントに大相撲横綱の朝青龍と共に招待されていたテレビ映像であった。彼は、2006年6月22日ドイツワールドカップ決勝リーグ進出に負けられないブラジル戦に大敗し、突然の現役引退。その後世界各国を気ままに渡り歩く“旅人”を続けている。まさに自分の可能性を模索する旅人中田英寿氏とイベント以後自分を見失い祖国に引きこもった朝青龍との mismatch は、斜陽を見た思いがする。(朝青龍 明德の名は高校の隣に在る四国霊場 第三十六番札所の獨鈷山 青龍寺と高校に因んで明德高校の校長が命名したもので、高知には縁があります。)

スポーツの世界ばかりではない。戦後生まれの初の内

閣総理大臣が所信表明の後、民主党がかまってくれないと脈略のない職責放棄。…驚きをとおり越して呆れた。

誰も心の闇には気付かない。認知(認識)と行動の E. C. トールマンの中枢主義が、ワトソンの末梢主義を拒否しようが、B. F. スキナーの行動主義を「言語論」に全面的に適用した論説をもってしても、無能な私には人間の行動と思考の接点は理解できない。

◎相変わらず耐震強度偽造、エスカレーターが多発事故による建築基準違反が多発している建築業界。世界的建築家黒川紀章氏が去る10月12日に他界した。享年73歳。4月に行われた都知事選に立候補し、石原慎太郎氏の選挙カーの脇で「銀座の恋の物語」を挑発的に唄う姿に「狂った果実」ならぬ「狂った建築家」とも悪評され、続く7月の参議院選挙にも出馬。選挙演説は行わずにひたすら妻で女優の若尾文子さんと専用の特製ガラス張り選挙カーで、二人だけの旅に出た。愛妻家黒川紀章氏最後の社会的パフォーマンスは、2度目のハネムーンロードに思えてならず、そう解すると巨匠の行動も理に適っていると思えるのだ。天才の生きざまに「死に際の美学」と、最期まで芸術家としての姿勢(自己)を崩さなかった志にレクイエムを捧げたいと思う。

広報部次長 川本達夫

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円


(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F 204号

電話: 03-3942-0050 FAX: 03-3942-0197

URL: <http://www.chosashi.or.jp> E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



**発見!スペシャリストな自分
みつけた!自分の可能性!**

多くの合格者を輩出してきた高実績と信頼を誇る

土地家屋調査士 最短合格講座

初心者向け通信教育 短期合格6ヵ月コース
★大人気のオリジナル教材を使用★

資料の送付は無料!お気軽にお問合せください。

■ 通信教育・通学講座・出版・教材・企業研修・有力資格の専門指導校 株式会社東京法経学院

LICENSE SCHOOL 創立1961年・高実績と信頼
TEL 169-8505 東京都新宿区百人町2-8-5
中央総武線 新大久保駅・中央駅・大久保駅より徒歩3分
ホームページ▶<http://www.thg.co.jp/>
東京法経学院 ☎03-3371-2741



<http://www.thg.co.jp/>



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」）をなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。



ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。



トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（ICカード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたくえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月800枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（iiページ）」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iiiページ）」を参照ください。

② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物（ICカード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iiiページ）」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（ivページ）」を参照ください。

③ ICカードを再発行する場合

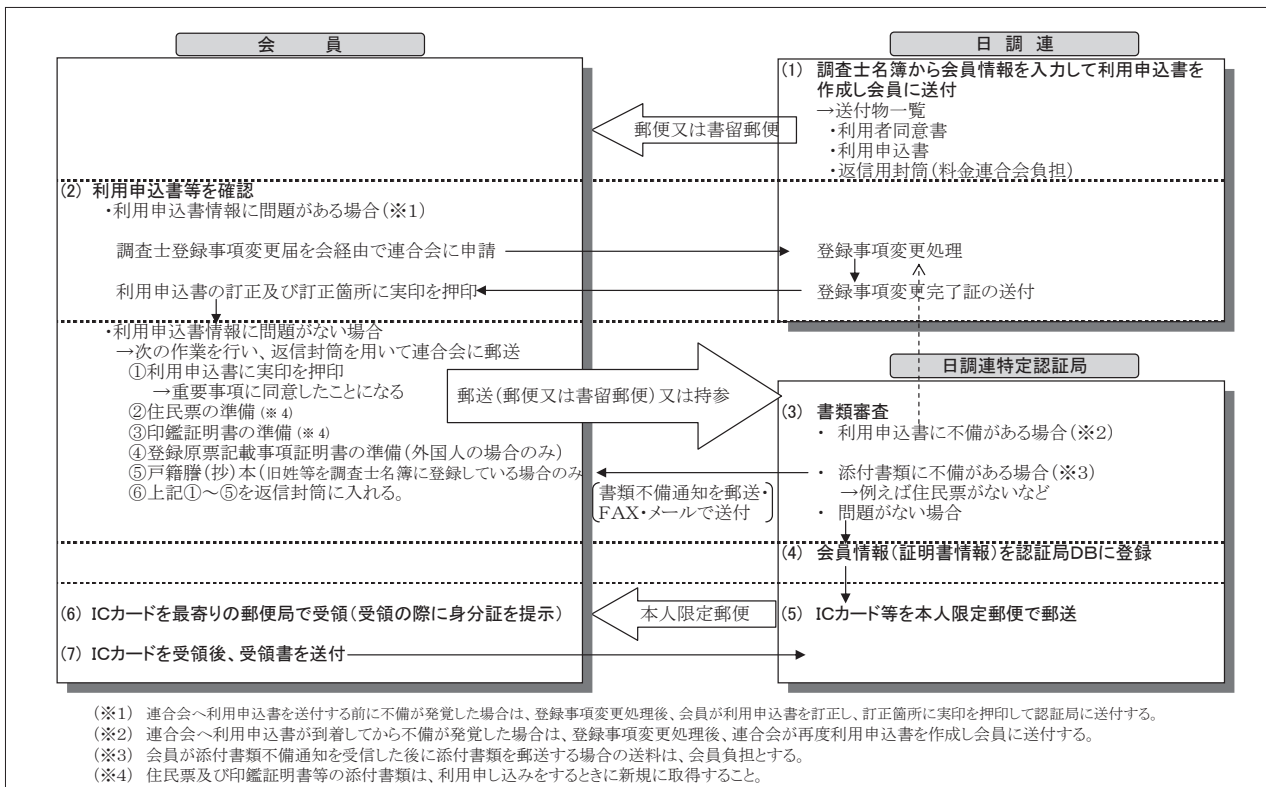
一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（ivページ）」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード等発行までの流れは、下記の(1)～(7)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。（平成18年1月現在）

電子証明書を取得するまでの流れ



土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」(<http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls>)をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX(03-3942-0197)及び郵送(〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室 行)にてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail(半角) ○ Tel(半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

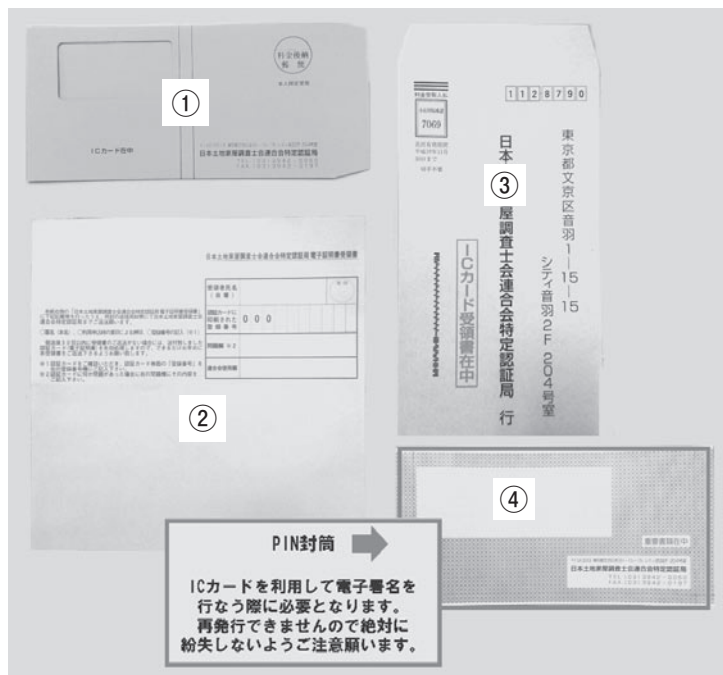
会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード受領書
次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。
 - ・ 自署(氏名)
 - ・ 実印を押印
 - ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)
- ③ 受領書返送用封筒
- ④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。このPINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。

また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。

(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)



オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様は調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

記

1. オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成18年3月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成18年1月版ですので、法務省HP及び日調連HP等で最新のをダウンロードすることを奨励します。

2. ICカードR/W(カード読取リーダー)の準備

「<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>」を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

3. オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアルCDにも収録していますが、同CDは平成18年1月版ですので、法務省HP(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び日調連HP(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)等で最新のをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同CDの1「準備編」を参考にしてください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成19年3月末日現在で5,037枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への2回目の発行については、1証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」とおりです。

さらに、証明書発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしくお願ひします。

証明書発行費用の支払い方法

1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・ H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・ H24.1月以降 : 10,000円（税込）

2 振込先等の情報

- ・ 金融機関名 : みずほ銀行
- ・ 支店名 : 江戸川橋支店
- ・ 振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・ 口座 : 普通
- ・ 口座番号 : 1018169
- ・ 振込者名 : 口座名義ではなく下記(※)の数字7桁を入力
(※)会番号2桁(※)+登録番号5桁(例:東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 証明書発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		